

模擬国連研究雑誌

模擬国連の探求

2023 年度 第 6 号

全日本大会編

発行：日本模擬国連代表部

利用に関する注意事項

本誌のうち、目次に挙げる各章の著作権は各章それぞれの寄稿者に属し、特に章の冒頭で氏名あるいは団体名を示している場合はその者あるいは団体が著作権者となる。その他の箇所の著作権並びに編集著作権は、日本模擬国連に属する。

本誌の自由な配布、閲覧を認める。ただし、営利利用はこれを認めない。

本誌の利用についてご質問がある場合は、編集を担当する日本模擬国連代表部研究までご連絡ください。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

はしがき

模擬国連は議論、交渉をはじめとした多くの能力を必要とする活動である。模擬国連の能力を十分に習得するためには経験の積み重ねが重要となるため、それらの能力は基本的には模擬国連の実践の中で鍛えられる。しかし、模擬国連の実践たる模擬国連会議のほとんどは、文章として記録に残されることなく、ただ参加者の記憶に保存され、各々個人の反省に活かされるに過ぎない。また、各々個人の反省の結果として各々が行った数多の考察についても、共有を行う場が十分ではないと言わざるを得ない。そのため、模擬国連の実践について考察しようにも、自身の経験という限界が存在してしまうことになる。

文章として模擬国連会議とそれに関する考察を記録に残すことは、模擬国連に関する考察の幅を広げ上記の限界を克服するための材料となるだけでなく、それ自体、模擬国連の実践をどのように具体化するかという作業を通じた、模擬国連とは何かという探求となるだろう。以上の考えから、日本模擬国連会員有志により『模擬国連の探求』は始められた。この度日本模擬国連は上記の趣旨に賛意を示し、『模擬国連の探求』をより広範かつ包括的な模擬国連に関する会員の探求のプラットフォームとすることを決意し、その編集と発行を引き継いで行うこととなった。

本誌が、模擬国連の探求と発展の礎となることを願ってやまない。

目次

模擬国連の軌跡.....	4
第 35 回全日本大会『パリ講和会議』.....	5
第 35 回全日本大会『情報セキュリティに関する政府専門家会合』.....	15
第 35 回全日本大会『国連海洋法条約第 11 部実施協定』.....	21
第 35 回全日本大会『ポルトガル施政地域に関する問題』.....	33
第 35 回全日本大会『湾岸危機』.....	37
第 35 回全日本大会『世界サミット』.....	52

*おことわり

本号では第 35 回模擬国連会議全日本大会を「第 35 回全日本大会」と省略して表記しています。

また、本号には第 35 回全日本大会の会議記録のみを掲載しており、前号発行以降にいただいた自由寄稿等は次号に掲載する予定です。

模擬国連の軌跡

『模擬国連の軌跡』では、各時期に日本模擬国連その他で開催された模擬国連会議の記録を掲載する。

第 35 回全日本大会『パリ講和会議』

会議監督：七戸純

I 議題概要・選定理由

当会議はパリ講和会議(以下: PPC)、すなわち第一次世界大戦の講和会議の模擬を実施しました。史実の PPC では数多くの論点が扱われましたが、今回は「講和」と「規約」に絞った議論を二議場制で行いました。「講和」では敗戦国であるドイツ帝国とその植民地、並びに旧オーストリア=ハンガリー帝国の領土を、戦勝国と新しく独立した国家で分配しました。また、「規約」ではアメリカのウィルソン大統領が提唱した国際連盟設立のための規約を起草しました。

講和議場の論点は主に①既存の国家による本土分割、②大戦によって独立した新国家の国境画定、③海外領土の分割でした。また、当該領域における経済的権益の帰属や占領、住民投票の実施なども論点範囲としました。これに対して規約議場では全体に関わる論点には①理事会の構成、②政治的独立と領土保全、③制裁を採用しました。また、一部の国家が主導する人種差別撤廃条項、並びにモンロー主義についても議論がなされました。

また PPC は国際法にとっても国際政治においても近代から現代に移り変わる契機であり、一九世紀的とも評されるロシア・ウクライナ戦争が起きている現代にとっても数多くの示唆が見られる議題です。また、圧倒的な国力を誇り世界に影響力を及ぼさんとする列強と、自らの国益をなんとか確保しようとする中小国の併存は、国際政治の基礎概念であるパワーを再認識するきっかけとなることでしょう。しかし、PPC は国際政治に対して理想の光がもたらされる先

駆けでもあります。理想主義と現実主義の相克も重要な焦点の一つでありました。

同時にこの議題は十分なゲーム性を持っています。圧倒的な国力を持ちながらも議場全体を掌握しなければならない列強に対し、中小国は自国とその周辺に注力して国益を達成する事ができます。そして戦争終結のためにはすべての国家に条約を成立させる必要性が多分に存在します。そのため、各参加者のやりたいことを存分に叶えられる議題であるといえると考えています。

よって、以上の学術的・模擬国連的理由により当会議は PPC を議題として選定しました。

II コンセプト説明

当会議のコンセプトは「なす」である。まず、この「なす」という言葉には以下の含意が

あります。

- 為す：行うの意 各人が自分に出来ることを行う
- 成す：達成するの意 実際に自分なりの目標を達成する
- 生す：産み出すの意 楽しみ方や関わり方など、模擬国連での新たな自分を産み出す

この根幹には、模擬国連の良さを生かしたいという思いが込められています。我々の考える模擬国連の良さ、それは「多様性」です。このように打ち出すと、「ああ、現代社会にありふれたお決まりの文句ね。」と思う方もいることでしょう。確かにその一面があることは否定できません。しかし、フロントは、特に会議監督はこの多様性に間違いなく拾い上げられてきたと考えています。ニッチな分野への興味を受け入れてくれる多元性、新メンから超神メンまで全国大会に誰でも参加できる包括性、ゲームや演劇・学習としての解釈が可能な多面性、そして神メンが全日本大会の会議監督をすることが多い中、老メンを会議監督として受け入れてくださる寛容さが模擬国連にはあるのです。

コンセプトの中身に話を戻しましょう。先ほどまでに述べたように、模擬国連には多様な背景を持つ人がいます。その中で、デリに対して統一的に何かを求めるとするのはとても難しいことだと思います。そのため、我々フロントは参加者が何かを「なす」ことを目指すこと、それだけを提案したいのです。中身は何でも構いません。「強くなりたい」、「力試しをしたい」、「挑戦したい」だけでなく、純粹に「楽しみたい」も良いでしょう。より根本的に「楽しさを見つけたい」という思いも素晴らしいと思います。フロントから押し付けるのではなく、デリの方が皆さんが僅かでも目指す何かを持つことが大事なのではないでしょうか。

III 議論経過

当会議は議論議論を採用し、まず論点・TT 案の作成から始まりました。論点・TT 案は会議細則によりそれぞれの議場ごとに作成されました。規約議場では各国の案が議場に出された後に英仏日案と米ブラジル案にコンバインされました。結果として主に前者をもとにした極めて中立的な論点・TT 案が全会一致で採択されることとなりました。講和議場も当初各国が論点・TT 案を議場に提示しました。その後は主に列強に当事国でない地域の分割にも参加させるか、また議論と交渉のどちらを中心とするかが話し合われました。最終的には多くの点を盛り込んだ折衷案が列強の合意によって成立し、全中小国が反対したが強行採択されました。

議論議論はオールコーカスで行われたため、同時にロビイングも行われました。主に列強が議論議論を主導した関係上専念していたのに対し、中小国は理事会の構成や自国が当事国である国境の確定の交渉を開始していました。特にチェコスロヴァキアはこの時間を活

用し、列強が関与する前に最重要地点に関する合意をポーランドから取り付けることに成功しました。

規約議場は議論議論の後の時間を使い、散会状態で各国の提案文言を集約しました。主に議論は主張と質問の後に争点を抽出した後に、文言の折衝に移行しました。この段階で妥結しなかった内容は最後のコーカスに持ち越されていました。ただし、例えばモンロー主義に関してはこのフローで内容が確定しましたが、政治的独立と領土保全については合意がのちの交渉で反故となるなど議論の扱いは不安定でした。

最後のコーカスでは理事会に中小国を含めるか否かについて、常任理事国たる列強二程して制裁に関する決定の拒否権と引き換えに非常任理事国として中小国の参加が認められました。また最初の非常任理事国は、ポルトガルが巧みな交渉手腕によって中小国内の異論を発生させずに決定されました。制裁は強い連盟を求める中小国とフランスが結託し軍事制裁を含めることに成功しました。これに対し、政治的独立と領土保全は英米が議論をコントロールして中小国の要望を鎮火し続けました。交渉の最終盤では日本だけが紛争当事国の棄権義務の撤廃を求めましたが、連盟の理念との矛盾を指摘され全参加国の反対でもって不採用となりました。また、モンロー主義は前述の通り議論によって文言が確定しましたが、人種主義撤廃条項は他の文言があらかた決まった状態で議論が開始されました。そのため日本を除く全参加国は規約への挿入に反対しました。

講和議場は実質時間が開始されると、論点・TT案とは関係なく、フランスの強引とも言える議論進行によって以下の三点の要素をもって展開されました。

- ① 領土請求理由の矮小化
- ② 議論よりも交渉を重視
- ③ 列強の個別・集中的関与

簡単にまとめると、「うまくやればうまくいく」会議展開となりました。中小国であっても関係国でまとめきることができれば既成事実化する展開でした。ただし列強は同時多発的な交渉グループに選択的に圧力をかけることもできました。結果的に、逃げ切れた国と徹底的に目をつけられた国に分かれたといえます。また、当初領土の請求事由の適切性等によって行われるはずであった議論はフランスによって非常に抽象的に要約され、あまり顧みられることがなくなりました。これによって、理想主義だけでなく、「適切な」分割のために議場全体をコントロールするインセンティブを持つ国にとっては難しい展開を見せることとなりました。この中でルーマニアやチェコスロヴァキアはうまく逃げ切ることができましたが、ポーランドやベルギー、セルビアなどは列強の集中的な関与を受けることとなりました。ただし同様に集中的に交渉されたポルトガルはこれをはねのけて利益を得るなど、例外も存在しました。

個別の出来事としては、対ドイツ・対ソ連安全保障の懸念を糾合し、一時フランス主導による大陸戦勝欧州諸国による大同盟が結成されました。欧州情勢への適度な関与を目的としてイギリスが圧力をかけるとフランスが離脱することとなりましたが、ルーマニアの主導によって残りの国家による同盟関係が維持されました。また、独仏国境画定交渉は英仏の二国間交渉がすべての雛形となり、他の当事国の意見はあまり盛り込まれませんでした。また、英仏も当初より妥協点を見据えた迅速な交渉を行いました。

これらの交渉が行われている中、一日をかけてインフォーマル形式で委任統治領の議論が行われていました。

両議場をまたぐ議場間のバーターはあまり行われませんでした。目立ったところでは日本と中国が杭州湾の領流と引き換えに中国が最初の非常任理事国となることを承認するバーターが行われました。しかし他に有力な交換は行われていませんでした。フランスが中小国との同盟条約に関する密約において、規約議場で軍事制裁をともに推すと盛り込みましたが、これはバーターというよりもむしろ協力分野の併記という方が正しいことでしょう。

IV 会議結果

・連盟規約

理事会の構成では、史実よりも非常任理事国の枠が多く設定されました。ただし立候補には列強の承認が必要である点も考えると、一定の統制がかかっているといえます。また、制裁に関する投票では紛争当事国に棄権義務が生じる旨の条文が載り、一定の強制力を持つようになっています。

政治的独立と領土保全は史実と内容が変わりませんでした。そのため条文の評価は省略します。ただし、チェコスロヴァキアによって侵略の脅威及び危険が各国の自由な解釈のもとに置かれると議場全体で共有された旨の解釈宣言が成されました。また、起草過程において紛争解決並びに制裁と、この政治的独立と領土保全が別個の制度であるとされました。

制裁では、史実は加盟国の判断によるが多かったのに対し、全会一致を必要とする理事会の決定を数多く盛り込む事となりました。強力な連盟を求める国は理事会による集権的な制度を求め、弱い理事会を求める国は全会一致規定に基づき自国が統制を効かせられるという考えにより、制度上は興味深い一致をみる事となりました。制裁におけるもっとも大きな点は軍事制裁を盛り込んだことでしょう。フランスと中小国の意見を抑えきれなかったことは、会議全体を掌握できるはずの国家が会議全体の全論点を用いた大きな利益調整を実施できなかったことが要因の一つであるように思われます。また、軍事的制裁以外の制裁については実施国の負担を考慮する旨が記載されました。

モンロー主義についてあまり議論は行われませんでした。各国がアメリカの機微な点であることを認識し、アメリカの参加を危うくすることを誰も望まなかったことからほとんどアメリカ提案から修正が行われませんでした。

人種主義撤廃条項は前述のように史実通り規約に載りませんでした。しかし、史実は過半数の国が賛成していたのに対し、当会議では日本以外に賛成する国がいませんでした。

・講和条約並びにその他の条約

領土分割はほぼ史実通りか、わずかに史実よりも厳しいと解釈できる結果となりました。ドイツとオーストリアはほぼ史実と同様の結果となりましたが、ハンガリーは史実よりも更に過酷な結果となりました。詳しくは最後の地図を見ていただければと思いますが、国際連盟が直接又は間接的に関与する地域は史実よりも拡大し、利害衝突の調整が多国間関与によって試みられました。ただし、史実実施された住民投票による国境画定は一部の例外を除いてほとんど採用されませんでした。欧州における民族自決の原則の適用は手続的側面よりも実質的側面において重視されたと言えるかもしれません。

また、史実と同様に講和条約の補完として英仏安全保障条約と米仏安全保障条約が署名されました。文言上史実よりも米英の関与はわずかに強調されることとなり、史実は両条約の批准が発効要件となっていました但其の内容は盛り込まれませんでした。そのため、少なくともイギリスについては史実よりも関与の姿勢が明白になったと言えるでしょう。

海外領土の結果は史実と大きく変わりました。史実ではほとんどなんの成果も得られなかったポルトガルが、一定の制約をかけられつつも、アフリカの植民地を委任統治領として大きく拡大させました。また中国が史実と異なり講和条約に署名したことで、日本による膠州湾租借引き継ぎが国際的に承認されることとなりました。

・その後について

欧州の歴史はほとんど変わらないと思われます。少なくとも以下の国におけるファシズム政権の成立は史実通り起こると考えられます。

イタリア： 未回収のイタリアは回収されず

ドイツ： ルール占領は起こりうる

ルーマニア： 国内のユダヤ人が多くなるため大天使ミカエル軍団は誕生する

また、第二次世界大戦を防ぐ抑止力も形成されることはありませんでした。対独・対ソ大同盟はフランスの明示的な関与がなくなった以上は仮想敵国の差異を乗り越えられる可能性は高くありません。国際連盟はその実行力から戦間期の紛争解決には史実よりも役割を

果たす可能性は十分にありますが、アメリカが入れるかどうかはかなり怪しいためそもそも大戦を防げるような組織にはならないことでしょう。条約上イギリスの欧州への関与が史実よりも期待できますが、イギリスの基本的な外交方針を踏まえると多少苦勞しつつも適度な関与に留めると考えられます。

ただしこれはデリの失敗ではないことを明記させていただきます。当時の参加国のマインドや国際政治の構造から大戦を防ぐことはもともと非常に困難です。そもそも当時の人間が考えていた大戦を防ぐ方策は実際のところ実効的ではなかったのですから。

V 総括

会議監督として完全に満足できる会議とすることができました。百年以上前の会議でありながらデリの皆さんが全力を賭して調べ、考えてくださった結果、間違いなく年末の両国に 1919 年のパリが再現できたと思います。無事、理念とパワーの相克は最終的に種々の条約へと結実しました。また、模擬国連としても非常に完成度の高い会議となりました。ゲーム性の高い講和議場と法議論の規約議場、広範な関心の列強とワンイシューの中小国の差異と調和は模擬国連の多様性を体現していました。そして会議の中で各デリのみなさんが各々の「なしたい」ことを考えて追求するという目標を達成されました。

もちろんすべての国家が完璧に国益を達成したわけではありません。しかし当会議におけるデリの皆さんは間違いなく称賛されるべきもぎこっかーとして存分に目標に向けて邁進していたことに違いありません。これはフロントも最初から最後まで全力で楽しむ事ができたことから明らかであると断言します。最高の会議でした。

最後にこのすばらしい大会の開催に尽力された全ての関係者様に感謝を評し、本報告書を締めくくらせていただきます。本当にありがとうございました。

VI 成果文書

国際連盟規約(議論範囲のみ)

第四条: 理事会の構成

1. アメリカ合衆国、大英帝国、フランス、イタリア及び日本の代表と、他の加盟国 6 カ国の代表から構成される。総会によって最初に選出された 6 カ国の加盟国の代表が任命されるまでは、ベルギー、ブラジル、中華民国、ポーランド、ポルトガル、およびルーマニアの代表が理事会のメンバーとなる。
2. この 6 カ国は、前記 5 カ国が、その推薦をし、それに基づき、総会の 3 分の 2 の多数により随時選出する。
3. 理事会は、その会議において、連盟の活動範囲内又は世界の平和に影響するあらゆる問題を取り扱うことができる。
4. 理事会は、原則として連盟本部所在地にて、年 1 回通常総会を開催する。次の会議の日時及び本部所在地以外の場所で開催する場合は、その都度決定する。
5. 理事会は、加盟国の 1 カ国以上の要請により、臨時で理事会を招集する。
6. 理事会の会議において、理事会に代表される各加盟国は 1 票の投票権を有し、代表は 1 名までとする。ただし、16 条による場合、紛争当事国は、投票を棄権しなければならない。

第十条: 政治的独立と領土保全

加盟国は、すべての加盟国の領土保全と既存の政治的独立を尊重し、外部からの侵略に対してこれを保持することを約束する。このような侵略があった場合、または侵略の脅威もしくは危険があった場合、理事会は、この義務を履行するための手段について助言する。

第十六条: 制裁

1. いずれかの加盟国が、第 12、第 13 条または第 15 条の規定に基づく自国の約束を無視して戦争に訴えたと理事会が認定した場合には、当該加盟国は、理事会の決定に基づき、事実上、他のすべての加盟国に対して戦争行為を行ったものとみなされる。
2. 加盟国は、理事会の決定に基づき、外交的、法的、経済的制裁を行う。
 - a. 外交的制裁では、外交関係の停止又は断絶、領事に付与する免状の撤回、ならびに国際条約の利益からの除外が行われる。
 - b. 法的制裁では、常設国際司法裁判所が定める金銭的制裁、すべての定款、著作権および工業所有権に関する条約や国際私法上の条約の停止、違反国の国民による加盟国の司法への訴えの禁止、ならびにこのような国民との

通商関係の禁止が行われる。

- c. 経済的制裁では、武力を用いた違反国との通商の封鎖、加盟国の港湾および領海における違反国およびその国民に属する船舶および貨物の差し押さえや一時的隔離、経済的存立に不可欠な原材料および食料品の供給の禁止、ならびに金融上の取引の禁止が行われる。
 - d. ただし a-c 号の制裁は、実施国の国民の生活を著しく悪化させない範囲で行われる。
3. 加盟国は、理事会の全会一致に基づき、軍事的制裁では、軍事力による決定および国際法廷の執行の確保、武力紛争における違反国の軍隊への対抗を行う。
 4. 前項の場合、理事会は、加盟国が連盟の約束を保護するために使用する軍隊に、どのような効果的な陸軍、海軍または空軍を拠出するかを関係諸政府に協議し、その結果に基づき、勧告する義務があるものとする。
 5. 加盟国は、上記の措置から生じる損失と不便を最小にするために、本条に基づき講じられる財政的及び経済的措置において相互に支援すること、並びに規約を保護するために協力する加盟国の軍隊に対し自国の領土を通過させるために必要な措置を講じることに合意する。
 6. 第 12 条、13 条または 15 条の約束のいずれかに違反した加盟国については、理事会の投票により、他の全加盟国の代表の同意を得て、加盟国でなくすることを宣言することができる。

第二十一条: 地域的了解

この規約のいかなる規定も、加盟国であるか否かを問わず、米州の領土保全と、その領土が脅かされている米州の政府の独立を保護する権利、あるいは、米州の平和のために、米州の領土や主権が西半球外のいかなる国にもさらに移譲されることに異議を唱えたり、それを阻止したりする、米州のいかなる国の権利をも否定したり、それに影響を及ぼすものとはみなされない。ただし、モンロー主義に代表されるような地域的了解は、これを考慮して行われる国際連盟における平和維持体制を妨げるものではないと解される。

第二十二条: 委任統治

1. 終戦の結果、かつて統治していた国の統治を離れた植民地および領土であって、近代世界の厳しい生存競争状態の下に自力で立つことのできない人民が居住するものに対しては、このような人民の福祉と発展は文明の神聖な使命を形成するものであり、この使命を遂行するための保障が本規約中に具体化されるべきであるという原則を適用する。
2. この原則を実践的に実現する最善の方法は、その資源、経験、地理的地位のゆえに、この責任を最もよく引き受け、それを進んで引き受けることのできる先

進諸国に、このような諸人民の後見を委ねることであり、この後見は、これらの諸国が連盟に代わって受任国として行うことである。

3. 委任の性質は、人民の発展段階、領土の地理的地位、経済状況、その他類似の状況によって、差異を設けなければならない。
4. かつてトルコ帝国に属していたある種の集団は、独立国家としての存在を暫定的に認めることができる発展段階に達しており、その集団が自立できるようになるまで、受任国による施政上の助言と援助を提供することを条件としている。これらの集団の希望は、受任国を選ぶ際の主要な考慮事項でなければならない。
5. 他の人民、特に中央アフリカの人民は、公序良俗の維持、奴隷貿易・武器取引・酒類取引などの乱用の禁止、警察目的および領土防衛以外の目的での要塞や軍事・海軍基地の設置、土着民の軍事訓練の禁止を条件として、良心と信教の自由を保障し、他の加盟国との貿易・通商の機会も平等に保障する条件のもとで、受任国がその領土の施政に責任を負わなければならない段階にある。
6. 南西アフリカや南太平洋諸島の一部のように、人口が希薄であること、面積の小さいこと、文明の中心地から遠いこと、または地理的に受任国の領土に隣接していること、その他の事情により、受任国の一体的な部分として受任国の法律の下で管理することが最善であり、土着民の利益のために上述の保護措置が適用される領土もある。
7. 受任国は、委任統治されたすべての場合において、その担当区域に関する年次報告を理事会に提出しなければならない。
8. 受任国が行使する権限、管理、または施政の程度は、加盟国が事前に合意していない場合、理事会がその都度明確に定めるものとする。
9. 常設委員会は、受任国の年次報告書を受任、審査し、委任統治に関するすべての事項について理事会に助言するために構成される。

ヴェルサイユ条約並びにサン=ジェルマン条約及びトリアノン条約
(欧州部分の地図のみ)



注: 黒線は戦前の国境
赤斜線は非武装地帯
黒領域は国際連盟管理地域

第 35 回全日本大会

『情報セキュリティに関する政府専門家会合』

会議監督：田部井淳志

I 議題概要・選定理由

本会議において扱った議題は情報セキュリティに関する政府専門家会合（通称：第 3 回国連サイバーGGE）です。より具体的には、その中で提出される報告書のうち、国際秩序の形成に関する章(第 3 章)のみを作成する過程を模擬してもらいました。国連サイバーGGE は 2004 年以来今日に至るまで 6 回にわたり開催されていて、情報セキュリティの問題について包括的に検討し、国連総会に報告書を提出している議場です。本会議において扱った第 3 回会合はその中でも特に大きな成果を生み出した会合として知られています。

そもそもサイバー分野における国際社会の動きは非常に複雑なもので、各国が自国の志向する秩序を推進するために様々な動きをとっています。例えば、欧州評議会などはサイバー犯罪条約を 2001 年にいち早く採択していて、西側諸国はそれを中心に独自に秩序を作り上げていました。それに対して中国やロシアなどは国連主導での新たな枠組みを期待しており、その流れを受けて開催されているのがこの国連サイバーGGE です。ここに自分たちが作り上げた秩序を導入したい西側諸国の思惑、この文脈で情報インフラなどにおける支援を期待する途上国の思惑などがぶつかることになるわけです。

そんな複雑な力学の中で、2013 年に行われた第 3 回会合は米オバマ政権の樹立や、同時多発テロなどの動き、急速な技術発展などを踏まえて各国が合意形成に向けたインセンティブを強く持っていたタイミングで行われた会議であり、史実報告書に記載された国際法の適用可能性などは国連サイバーGGE 随一の成果の一つとして評価されています。その後ロシアによるクリミア侵攻などにより警戒感を増大させた各国が合意形成の余地をなくしていったことを考えれば、この会合はある意味では「国連においてサイバー空間における秩序形成をするにあたり、大きな成果を生み出す最初で最後のチャンス」であったと評価できるでしょう。

こういったことを踏まえ、ギリギリのところでの交渉と合意形成を担当国の立場を踏まえながら参加者に目指してもらえるとこの点から本議題を選定しました。また、本会議の特徴的な点として、実際の国連サイバーGGE と同様に、投票を含む公式討議の記録は公表されないという会議設計で行いました。これは、「見せ方」ではなく成果物そのものをしっかりと突き詰めて作ってほしいという思いからであり、同じ理由で議論・交渉可能な範

囲も史実と比べればかなり限定しています。こういった工夫を施しやすかったのも、本会議の議題として国連サイバーGGE を選んだ理由の一つです。

II コンセプト説明

本会議の会議コンセプトは「國破山河在」という杜甫の『春望』の一節です。757年に、安史の乱によって唐の国都であった長安が陥落してから杜甫が詠んだもので、大意を訳すると「(かつて栄華を誇った)長安の都は荒廃してしまったが、(故郷の)山や川などの自然は(その美しさを残して)まだ残っている」といった形になるでしょう。杜甫自身は唐の官吏であったため、これは国家の荒廃を嘆いたものと評価されることが多いですが、一方で私たちにこそこれが、国家が崩れた後でも同じようにそこにあり続ける自然の美しさを詠んだものにも思えました。抽象化するのであれば、一時の価値が失われても残り続ける悠久の価値を詠んだこの詩になぞらえて、参加者の方にも普遍的・長期的な価値を掴んでほしいと思いこのコンセプトを選定したことになります。以下、模擬国連会議に当てはめてその具体的な内容を説明します。

第一に、本会議参加者の方には「本会議における成功」よりも「もぎこっか一人生の中で本会議の価値」を大事にさせていただきたいという想いを込めました。どんなに強いもぎこっかでも、一つ一つの会議を取ればうまくいかないことはあります。一つの会議のアワード、一つの会議での勝利に過剰な意味を見出すことなく、それぞれがもぎこっかとしての長い人生の中で本会議をどのように位置づけたいかということを考えながら本会議に臨んでいただくことを重視し、そういった話を参加者の皆さんと行いながら会議準備を進めました。

第二に、本会議参加者の方には「再現性のある会議行動」を意識して欲しいという想いも込めました。模擬国連という競技は人と人との競技ですから、自分の力ではどうにもならない不確定要素がいくつも存在します。相手のミスをうまくつくのも一つの戦術ではあるでしょう。しかし、これは第一の点にもつながりますが、「今回うまく行ったから良い」「今回ダメだったからダメ」ということではなく、「何度やっても確実にうまく行っただろう」と言えるようになるまで、自分の中で戦略・戦術の検討を重ねて欲しいというのが私たちの考えです。「会議中のどんな if にも対応できた」という状態で勝ってこそ真の意味での模擬国連における勝利と言えるのではないかと思います、その工夫を参加者の皆さんと追求しつつ、会議設計の中でもなるべくイレギュラーを排するように工夫しました。

本会議の結末については後述しますが、かなりワンサイドゲームな展開となり、一陣営が勝利を得た結果、敗北を味わうことになった参加者も多くいました。しかしその中でも、本会議における結果に一喜一憂しすぎることなく、また「こうしていればよかったかもしれな

い」「こうなっていたらどうしただろう」と会議後の振り返りを続ける参加者の方々の姿を見て、私たちが設けたコンセプトを体現してくれていたことに深い喜びと感謝を覚えました。

III 議論経過

本会議においては、最初に会議の進め方を定めるための議論が行われました。その中で、モデの議論フェーズの使い方について意見の対立が見られました。具体的には、対立が根深いと思われる特定の争点について集中的に議論をしようという意見と、全体的に浅く広く、しかし全ての国の意見が拾えるようにしようという意見が対立しましたが、結果的には後者に近い形の議事進行・論点案が採択され、そのように会議が進んでいくことになりました。これにより、議論全体を通して互いの意見交換はできるものの、話を突き詰めるのは最後のアンモデでの交渉フェーズに先送りされることになり、モデにおいて優位を確立しようとする戦略を準備していた参加者は若干肩透かしをくらったような形になりました。

そんな形で始まったモデでの議論は、概ね各国が想定通りの意見を披露するような場になりました。ただし、陣営内でも温度差がある争点や、微細な意見の相違なども明らかになり、そういったことを全体の場において事前に確認できたという意味では一定の意義があったように思われます。中国やロシアなどの陣営に近しいと思われていたインドやインドネシアなどの途上国が独自の主張を展開していたのも特筆すべきポイントではあります。また、あまり特定の議論を深める形のモデは行われなかったとはいえ、質問や懸念の応酬の中で、中国やロシアなどが欧米諸国に対して攻勢をかけ、いくつかの争点において優位に立つことに成功しており、それが終盤のアンモデでの交渉にも生きていたように思います。

そんなモデを踏まえて行われたアンモデでは、全体での議論・交渉を適宜挟みつつ、基本的には個別国家間で同時多発的に交渉が進められました。その中でもやはり、中国やロシアが前述したモデでのリードを活かして有利に交渉を進めていく場面が目立ち、全体的にもそちらの陣営が終始優勢であったように思います。最終盤の全体交渉では、日本やオーストラリアなどの欧米諸国の粘りや、途上国による文言のねじ込みなども見られましたが、やはり全体的には中国やロシアなどの国々が危なげない展開でしっかり着地まで決めていたという印象です。

IV 会議結果・成果文書

成果文書については別添の資料をご覧くださいと思いますが、上述したような流れの中で作られた文書ということもあり、基本的には中国やロシアなど、情報統制を正当化したい国々にとってかなり有利な文書となりました。欧米諸国が一定程度人権の尊重などに

関わる文言を入れたり、途上国が彼らへの配慮に関する文言を入れたりと善戦した部分もありますが、ここでは特に主要なポイントを 2 点取り上げたいと思います。

第 21 条において情報通信技術の悪用による攻撃やテロが国家の安全保障と社会秩序に対する脅威となることが確認され、第 25 条においては国家が安全保障のために犯罪者やテロリストによる不正な重要インフラに対するサイバー攻撃に対処する責任があることが確認されました。これらを踏まえると、各国は「テロリストによる攻撃への予防」を名目にかなり自由に行動できてしまい、それは欧米諸国が本来警戒していたはずの情報統制などを含むことになります。これらの文言は今後のサイバー空間における秩序形成に際して非常に重要かつ致命的なものとなるでしょう。

V 会議企画

会議の開催に際し、会議の前後に各種の会議企画も行いました。時系列順に紹介させていただきます。

まず、会議前に 3 度オンラインで開催した勉強会では基本的にワークショップのような形で、簡単な講義の後に国益を作ったり、文言を評価したり、議論議論をしたりする練習をしました。国益作成や文言の評価については議題に直結する内容でしたが、議論議論の練習会はミニゲームのような形で楽しんでいただけたかと思います。また、勉強会後には毎回交流会を開催しました。全国各地の研究会・支部からの参加者間で交流を深めるきっかけにできたかと思います。コロナ禍において模擬国連活動もオンライン化せざるを得なかった時代がありましたが、全国からお越しになる参加者の方々が事前に簡単に交流できるのはオンライン文化の良いところだと改めて実感しました。

会議中から会議後にかけては、何本かのプレスを発行しました。これは特定の機関等を模擬するものではなく、純粹に会議の様子を議場内外に紹介するためのものでしたが、参加者の方々が会議を楽しんでいる様子をお伝えできたのではないかと思います。

最後に、会議終了直後にはレビューも行いました。上述したような成果文書の評価等を行ったほか、議論交渉の流れを決定づけた行動などを分析し、それを一般化して今後の会議にもつながる普遍的な反省を導くことができるように気をつけました。コンセプトに述べたような「一回限りの結果にとらわれず、再現性のある会議行動をしてほしい」という思いを込められたと思います。

VI 総括

本会議には 6 つの研究会と 2 つの支部から 30 人以上の方にご参加いただきました。

その中で、コンセプトにも掲げたような長期的な価値をある程度提供できたのではないかと思います。比較的満足しております。

未筆ながら、本会議並びに本大会の開催に当たり、ご尽力いただいた事務局の方々と、ご支援・ご協力いただいたすべての方々に心よりお礼を申し上げ、本会議の報告の終わりとさせていただきます。

別添資料：成果文書

サイバー空間における行動規範、規則及び原則に関する勧告

16. 本グループは総会決議 64/25、65/41 及び 66/24 に含まれる総会からの呼びかけに対する回答として提供された加盟国の国際安全保障の文脈における情報電気通信分野の進展に関する見解及び評価並びに決議 55/63、56/121、57/239、58/199 及び 64/211 に含まれるその他の措置を留意する。

17. 本グループは、中国、ロシア、タジキスタン及びウズベキスタン政府代表部の要請により 事務総長が配布し、後にカザフスタン及びキルギスが共同提案した情報セキュリティに関する国際行動規範案を含む国連文書 A/66/359 およびその他の国際文書に留意する。

18. 国連憲章を含む国際法は適用され得る。その詳細な適用方法に関しては、サイバー空間及びサイバーセキュリティの特殊性を鑑みつつ、今後議論が必要である。

19. 本グループは、国家の平和及び安全と安定、人権及び表現及び結社の自由を含む基本的自由、ならびに、開かれ、透明性があり、相互運用可能で、アクセシブルなサイバー空間が情報社会のために不可欠であることを再確認する。

20. 情報通信技術の急速な進展によって、サイバーセキュリティの重要性は一層高まっていることを確認し、国家はサイバーセキュリティを確保する責任を負う。

21. 情報通信技術の悪用によって行われるインフラストラクチャへの攻撃またはテロリズムの遂行は国家の安全保障と社会秩序を確保する上での脅威になることを確認する。

22. 国家主権及び主権から派生する国際的な規範及び原則はその領域内の ICT インフラとそれを通じた行為の管轄権に及ぶ。

23. 国家は、その責めに帰する国際違法行為に関する国際義務を果たさなければならな

い。国家は、国際違法行為を行うために代理主体を利用したならば、その責任は国家に帰属する。

24. 国家の行動は国際人権法及び世界人権宣言並びにその他の国際文書に規定される、通信へ干渉または攻撃されない権利を含む人権及び表現の自由並びに結社の自由を含む基本的自由の尊重と両立したものでなければならない。

25. 国家は、国際安全保障の確保のために、犯罪者又はテロリストによる不正な重要インフラに対するサイバー攻撃に対処する責任がある。

26. 国家は、民間部門や企業、市民社会を積極的に支援して、サイバーセキュリティ及びサイバー空間の利用の安全の向上のための基盤を形成すべきであり、国際社会はそうした取り組みを補完する役割を果たすべきである。また、情報通信についての技術力に関連して、国家間に存在する経済、制度的な多様性や格差、及びそこから生じる脆弱性は留意されなければならない。ただし、これは非国家主体の自由かつ主体的な活動と両立しなければならない。

27. 加盟国は、民間部門及び市民社会団体を尊重し、適切に相互協力しつつ、また継続的にサイバー空間及び国際法の変化に対応し、上記の行動規範、規則及び原則を、主に国際連合及び地域機関における議論を通じて醸成し、かつその実施の最善の方法について検討すべきである。

28. サイバー空間において、先進国・途上国間の情報の流れに偏りが存在することを認識し、この構造的な非対称性を考慮し、並びにすべての個人及び人民がサイバー空間における基本的権利を実質的に享受するために、技術移転などのデジタルデバイドの解消が行われるべきである。

第 35 回全日本大会

『国連海洋法条約第 11 部実施協定』

会議監督：吉田順貴

I 議題概要・選定理由

タイトルにもある通り、本会議は 1994 年に国連総会で採択された「国連海洋法条約第 11 部実施協定」を議題として選定いたしました。この協定は、「海の憲法」と名高い国連海洋法条約の第 11 部「深海底」の規定に対して実質的な修正を加えたものです。

国連海洋法条約は全 17 部 320 条と 9 つの附属書から構成される、他に類を見ないほど長大な条約です。その採択に至るまでの過程では先進国と途上国、漁業国や沿岸国、内陸国など多様な国家グループの意見が衝突したことで、1967 年から始まった第三次国連海洋法会議での起草は 15 年の年月を要し、1982 年に採択がなされました。

中でも対立が激しかったのがこの会議で取り上げた 11 部「深海底」です。深海底開発を国際的に行うのか、従来通り私企業に委ねるのか、そこから得られる利益の利益配分などが大きな問題になりました。時間を要した交渉は収束に向かうかと思われましたが、80 年代に入るとアメリカが姿勢を変え、できあがりつつある決議草案に対する反対の意を明確にしました。これにより、従来より重視されていたコンセンサスは達成されず、アメリカを含む反対 4 票が挙げられたまま条約は採択されました。

しかし、世界最高の深海底開発能力を持つアメリカを抜きにして深海底開発を実現させることは不可能であるという認識が国際社会に広がり、1990 年から国連事務総長主催の非公式協議が開かれ、アメリカもこれに参加しました。結果、アメリカが賛成できるような修正が第 11 部に加えられ、実施協定が成立しました。

この議題を選んだ最も大きな理由は、この議題が国際政治の大きな転換点であると考えたからです。私は模擬国連活動を数年やり、様々な時代の会議を経験する中で、強大な先進国に対して途上国がいかに立ち向かっていったのか、というところに関心が芽生えました。1960 年代や 70 年代ならば自決権に基づいた植民地解放運動、最近ならば環境分野で多く見られる「共通だが差異ある責任」による途上国の利益保護、などが挙げられるでしょう。

こうした視点を持つと、1980 年代は途上国の姿勢が大きく変化したと捉えられます。日本やヨーロッパなどの先進国の経済力が強くなり、南南問題が顕在化し、後半には冷戦体制

も崩壊します。こうした時代背景を踏まえると、単なる先進国と途上国の激しい対立から抜け出した融和的な雰囲気の中で素晴らしい交渉が会議で実現できるのではないかと思ひ、この時代に着目し、本議題に至りました。

実際、60年代～70年代にかけてそのほとんどが起草された国連海洋法条約は途上国の突き上げによって作られた部分が大きくあります。結果、最大の先進国であるアメリカが離脱し、1980年代の国際政治の動きを踏まえてリバランスを図ったのがこの会議であると言えます。

II コンセプト説明

本会議のコンセプトは”Structured Chaos”です。これは分かりやすい表現にすると「ゾーンに入る」など、なんだか先の展開が少し読めてくる・閃いてくる、そんな状態をイメージして付けた言葉です。上では国際政治等の話を書きましたが、私は模擬国連をコミュニケーションの一環として捉えている部分が大きいです。「人はどのような条件が揃えば納得するのか」など、模擬国連を通じて議論・交渉の仕組みについて考えることに関心がありました。大会ホームページの会議説明にも、「模擬国連とは『分からない存在』である他者を、自己の論理を通じて『分かること』に変換していく営みである」と書きましたが、そのような「分かる」面白さこそ、自分自身の模擬国連の原動力であったと思います。

しかし、模擬国連活動を数年続けていくうちに、最も面白い瞬間は「分からないこと」が「ギリギリ分からないこと」になる瞬間ではないかと考えるようになりました。思考を重ね、論理を通じても判断がつかないが、自分自身の直感が次の行動を指し示すような瞬間が確かに存在し、私はこの最高に面白い瞬間の仕組みをこの会議を通じて解明することに挑戦しました。

そして、自分自身の思考・論理(Structure)と直感(Chaos)の間にあるこの瞬間を指してこの会議で目指す目標を”Structured Chaos”とし、同時に全ての参加者にこの目標を目指して会議行動をしてほしいという想いを持って会議コンセプトも同じものにしました。

III 議論経過

本会議の大まかなグループとしては、条約に対して最も強硬な修正を加えようとするアメリカ、やや融和的な姿勢を示すものの修正自体は強く求める日本などの深海底開発国、協定の締結により海洋法条約の発効を目指す国々、議長国的な役割を担うフィジー、途上国だが開発能

力を持つ中国・インド、条約をできるだけそのまま残したい G77 の国々から構成されて

います。

議論の流れとしては史実ではハードコア・イシューと呼ばれた 8 つの論点をエンタープライズ、陸上生産国問題、機構の意思決定方式の 3 つの論点に集約し、議論を行った後に文言交渉に移りました。

エンタープライズでは、国連海洋法条約に書かれた国際深海底開発機関である「エンタープライズ」の必要性や、各国家の私企業との関係性、特に資金供与や技術移転の強制度合などがメインピックとなりました。

陸上生産国問題では、深海底開発によって供給が増大する鉱物資源を陸上で生産している国々は大きな損害を受けるとして、インドネシアやキューバ、先進国ではカナダやオーストラリアなどが陸上生産国に対するなんらかの補償措置、生産制限などを要求しました。

機構の意思決定方式においては、国連海洋法条約に記載された多数決方式では途上国が非常に有利になるとしてアメリカが要求した実質的な拒否権制度の是非が争点となります。

議論においてはアメリカやジャマイカ・キューバなど各論点に強い主張を持つ国々のみならず、カナダや中国、フィジー、日本などの国々も積極的に意見を展開し、合意に至るようなことはなかったものの、各国の各論点における意見の強度を割り出し、後の交渉に活かしている大使が多くいた印象でした。

文言交渉においては概ね先進国と途上国の間で行われました。この会議にはもう一つ、先進国と途上国の垣根を超えた陸上資源生産国という重要な国家グループが存在したのですが、そのグループはあまり機能することなく、アメリカ・日本と中国・ジャマイカが交渉し、フィジーがその仲裁をするというような形に終盤にはなりました。

IV 会議結果・成果文書

結果として、史実の実施協定にかなり近い成果文書が出ました。これは会議監督として、素晴らしいという評価を付けたいと思います。

その理由はこの会議の議場設定にあります。今会議は上述の事務総長主催非公式協議の第 11 回を舞台としたものです。史実においては、この第 11 回でポート・ペーパーと呼ばれる草案が会議冒頭に提出され、第 14 回まではペーパーを基に交渉が行われ、1994 年に実施協定が採択されました。

史実のボート・ペーパーにも未完成の部分があったことが示す通り、第 11 回において全ての論点を収束させることは難しく、また次回会合に残った論点を回しても良いという設定で会議を設計しました。そのため、あくまで参加者が大学生の集まりであることを踏まえ、会議の結末の事前想定としては論点がいくつか次回会合に持ち越されるか、または文書が何も出ないということさえ考えていました。

しかし、本会議では参加者達の尽力によって存在する全ての論点に合意がなされました。これは史実を超えると言っても過言ではないほどの交渉結果であり、高く評価しています。

成果文書

国連海洋法条約第 11 部実施協定 草案

前提

提案者

国連海洋法条約の進展を望む国家代表

本文書について

第 11 回事務総長主催非公式協議にて長く国連海洋法条約の進展の大きな障壁となっていた国連海洋法条約の第 11 部に関して、その実施協定を作成するためコンセンサスを目標とした議論を行った。この文書は第 12 回事務総長主催非公式協議に送付される。

この協定の締約国は、

平和の維持、正義及び世界のすべての人民の進歩に対する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約(以下「条約」という。)の重要な貢献を認め、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下(以下「深海底」という。)並びに深海底の資源が人類の共同の財産であることを再確認し、

海洋環境の保護及び保全に対する条約の重要性並びに地球環境に対する関心の高まりに留意し、

条約の第十一部及び関連する規定(以下「第十一部」という。)に関する未解決の問題について 1990 年から 1993 年まで諸国間で行われた非公式の協議の結果に関する国際連合事務総長の報告を検討し、

第十一部の規定の実施に影響を及ぼす政治的及び経済的变化(市場指向の方向性を含む。)

に留意し、

条約への普遍的な参加を促進することを希望し、
第十一部の規定の実施に関し協定を作成することが、この目的に最もよく合致することを考慮して、

次のとおり協定した。

① 本協定の性質に関して

1. 協定に従って国連海洋法条約(以下条約)第 11 部の規定を実施する。条約とこの協定に何らかの抵触がある場合には本協定が優先する。
2. 条約第 11 部の規定と本協定は、1 つの文書として一緒に読まれ、解釈されるものとする。
3. 条約第 309 条から第 319 条までの規定は、条約に適用されるのと同様に、本協定にも適用されるものとする。
4. 本協定の採択後、条約に関する批准書、正式確認書または加盟書は、本協定への加盟も意味するものとする。

附属書

B. エンタープライズ

1. 事業体は、合弁事業を通じて初期事業を行うものとする。理事会は、事業体の機能開始を決定する。
2. 条約の附属書 IV の第 11 条(3)に規定する、事業体の 1 つの鉱区に資金を提供する締約国の義務は、適用されないものとし、条約の締約国は、事業体のいずれかの鉱区又はその合弁事業の取決めの下でのいずれの事業にも資金を提供する義務を負わないものとする。
3. 機構の事務局は、事業体の機能開始に必要な準備機能を果たすものとする。これには、深海底鉱業分野の発展、特に世界金属市場の実勢、深海底鉱業技術の発展、本地域における活動の環境影響に関するデータおよび情報の監視を含むものとする。
4. 機構は、本編に照らして、事業体の職務権限を作成しなければならない。当該職務権限の検討は、商業生産の開始前に、理事会が決定する時期に開始するものとし、上記 A 編第 12 項に従った利用に関する規則、規定及び手続きの策定の過程で終了することができる。
5. 条約第 153 条第 3 項及び附属書 III 第 3 条第 5 項の規定にかかわらず、承

認された事業体の作業計画は、機構と事業体との間で締結される契約の形式をとるものとする。したがって、請負業者に適用される義務は、事業体にも同様に適用されるものとする。

6. 条約が効力を生じてから開発のための最初の業務計画が承認されるまでの間、機構は、次の任務に専念する。
 - ① 深海底再考活動の監視
 - ② 科学的調査結果の評価
 - ③ 概要調査と探査データの評価
 - ④ 深海底技術開発の評価
 - ⑤ 留保鉱区のデータの評価
 - ⑥ 合弁操業の取り組み方法の評価
 - ⑦ 訓練された人材に関する情報の収集
 - ⑧ 事業体の管理方針の選択肢の研究
 - ⑨ 深海底からの鉱物の生産により最も深刻な影響を受けることが予想される当該鉱物の陸上生産国である開発途上国の経済に対する当該生産の潜在的な影響の研究
7. 商業利用が開始した時点で再検討を理事会の勧告に従って行う。
8. 附属書 IV 及びその他の条約中の事業体に関する規定は、この節の規定に従い解釈され、かつ、適用される。

C. 意思決定

1. 機構の各機関における意思決定は、原則としてコンセンサスによって行われるべきであり、コンセンサスによる決定に至るすべての努力が尽くされるまでは、投票を行うべきではない。
2. 機構の一般的な方針は、理事会と協力して、総会が定めるものとする。
3. 理事会も権限を有する事項、または行政、予算、財務に関する事項に関する総会の決定は、理事会の勧告に基づくものとする。理事会の勧告を総会が受け入れない案件については、理事会の審議に付さなければならない。理事会は、総会が表明した見解に照らして、その問題を再検討するものとする。
4. 財務または予算に関わる理事会または総会の決定は、財政委員会の勧告に基づくものとする。
5. 理事会での手続き問題に関しては構成国の過半数で、実質問題についての決定は条約がコンセンサス方式での決定を定めている場合を除いて、構成国の 3 分の 2 の多数で議決する。但し、以下の 5 項で定めるいずれの国家のまとまりにおいても過半数の反対がないことを条件とする。
 1. 理事会の構成国 36 カ国の選出に関しては以下の区分に拠る。

- a. 消費大国又は輸入大国から 4 カ国。但し、国内総生産において最大の経済を有する東欧地域から 1 カ国と条約発効時における国内総生産において最大の経済を有する 1 カ国を含む。
 - b. 最大投資国の中から 4 カ国。
 - c. 深海底鉱物輸出国から 4 ケ国。但し、2 カ国はその輸出が経済に重要な関係をもつ途上国から。
 - d. 途上国から 6 カ国。
 - e. 衡平な地理的配分の原則に従って 18 ケ国。但し各地理的な地域から少なくとも 1 カ国。
6. 衡平な地理的配分および 161 条-2 項(a),(b)の規定に基づき理事会の全構成国 36 カ国について、各地域グループから少なくとも 3 カ国選出される。

D. 再検討会議

本協定及び条約採択後の深海底鉱業に関する状況の変化並びに経済問題への取組みの変化に照らし、条約第 155 条の再検討会議に関する規定は、適用しない。第 314 条(2)の規定にかかわらず、機構は、理事会の勧告に基づき、第 155 条にいう事項の見直しを行うことができる。第 XI 部に関する改正は、条約第 314 条及び第 315 条並びに第 316 条に定める手続きに従う。

E. 技術移転

1. 技術移転に関する機構の方針は、次の原則に従うものとする:
 - a. 事業体は、合弁事業の取り決めを通じて、事業に必要な技術を入手するよう努めるものとする。
 - b. 機構は、当該技術が一般市場で入手できない場合、公正かつ合理的な商業条件で、当該事業体もしくはその合弁事業、または当該技術を取得しようとする開発途上国もしくは国家による技術の取得において、機構と協力するよう、請負業者およびそのスポンサーである国または国家のすべてまたはいずれかに要請することができる。締約国は、この目的のために機構と全面的かつ効果的に協力し、締約国がスポンサーとなる請負業者も機構と全面的に協力することを確保することを約束する。
 - c. 原則として、締約国は、深海底における活動に関して、関係国間において協力することにより、又は海洋科学及び海洋技術並びに海洋環境の保護及び保全についての訓練、技術援助並びに科学に関する協力についての計画を作成することにより、技術及び科学に関する国際的な協力を促進する。
2. 条約第 144 条の規定及び条約附属書 III 第 5 条の規定はこれを適用しない
3. 商業利用が開始した時点で再検討を理事会の勧告に従って行う。

F. 生産政策

1. 機構の生産方針は深海底の資源の開発は、健全な商業上の原則に従って行われる。
2. GATT およびその関連協定は深海底活動にも適用される。
3. 2.で認められる場合以外深海底活動に対する補助金は交付してはならない。
4. 深海底で採掘された鉱物とそれ以外で採取された鉱物の間に差別を設けてはいけない。
5. 商業利用が開始した時点で再検討を理事会の勧告に従って行う。
6. 条約に定めるところの 151 条 1 項～7 項および 9 項、162 条 2(q)、165 条 2 項(n)、および付属書 III6 条 5 と 7 条は適用しない

G. 経済援助

1. 影響を受ける鉱物の価格またはその鉱物の輸出量の減少により、その輸出収益または経済に深刻な悪影響を被る開発途上国を、その減少が本地域での活動によって引き起こされる限りにおいて支援するための機構の方針は、以下の原則に基づくものとする
 - a. 深海底からの鉱物生産によって経済が深刻な影響を受けると判断された発展途上の陸上生産国は、機構の経済援助基金から援助される。
 - b. 機構は、機構の資金のうち、機構の運営経費を賄うために必要な資金を超える部分から経済援助基金を設立するものとする。ただし、この目的のために確保される金額は、理事会が総会と協力して適宜決定するものとする。経済援助基金の設立に使用されるのは、エンタープライズを含む請負業者から受領する支払金および任意拠出金による資金のみとする。
 - c. 機構は、そのような援助プログラムを実施するためのインフラと専門知識を有する既存の世界的または地域的開発機関と協力し、適切な場合には、影響を受ける開発途上土地利用型生産国に基金からの援助を提供する。
 - d. このような援助の範囲および期間は、理事会が事案ごとに決定されるものとする。その際、影響を受ける途上国陸上生産国が直面する問題の性質と大きさを最大限に考慮するものとする。
2. 条約第 151 条第 10 項は、1.に規定する経済援助の措置によって実施される。条約の第 160 条第 2 項(1)、第 162 条第 2 項(n)、第 164 条第 2 項(d)、第 171 条(f)及び第 173 条第 2 号(c)の規定については 1.の規定に従って解釈する。

H 契約の財政的条件

1. 契約の財政的条件に関する規則及び手続の作成については、以下の原則に基づいて行われる。この原則は、契約の財務条件に関する規則、規定及び手続を定めるための基礎となる。
 - a. 機構に対する金銭支払いのシステムは、契約者および機構の双方にとって公平でなければならない。
 - b. 深海底鉱業者に人為的な競争上の優位性を与えたり、競争上の不利を課したりすることを避けるため、制度に基づく金銭的支払いの率は、同一または類似の鉱物の陸上での採掘に関して一般的な率の範囲内でなければならない。
 - c. 制度は複雑であってはならず、機構または契約者に大きな管理コストを課すべきではないが、ロイヤルティ制度またはロイヤルティ制度と利益分配制度の組み合わせの採用を検討すべきである。代替システムが決定された場合、個々の契約に適用されるシステムの選択は、請負業者の選択によるものとする。ただし、その後の制度変更は機構と契約者の同意によるものとする。
 - d. 年間固定料金に関しては商業的生産の開始の日から支払う。深海底からの鉱物の商業生産前に請負業者が支払う年間固定料金は、理事会によって調整される場合がある。
 - e. 金銭支払い制度は、状況の変化を考慮して定期的に改訂することができるが、無差別に適用されるものとし、契約者の選択によってのみ既存の契約に遡って適用することができる。ただし、その後の制度選択の変更は、機構と契約者の同意によるものとする。
 - f. これらの原則に基づく規則および規定の解釈または適用に関する紛争は、条約に基づく紛争解決手続の対象とすべきである。
2. 条約附属書 III 第 13 条の 3 から 10 までの規定は、適用しない。
3. 3. 条約附属書 III 第 13 条 2 の規定の実施に関し、探査の段階又は開発の段階のいずれか一の段階に係る業務計画の承認のための申請を処理するための手数料は、25 万アメリカドルとする。

V 会議企画

本会議の企画として、12 月中旬に行った勉強会と大会 4 日目に行ったレビューの 2 点について述べていきます。勉強会では議題に関する講義などは一切行わず、ミニ模擬と呼ばれる当日の会議に活きるようなミニゲームを行いました。

ミニゲームのタイトルは「ベーリング海の一攫千金」であり、荒波が吹き荒れるベーリング海でのカニ漁をミニゲームに落とし込みました。大まかなルールとしては、4 種類のアク

ターで協議し、4種類の漁場 A~D と、カゴ数（最大 100 カゴ）を決めます。これが 1 ターンで、合計 10 ターンほど行い、最終的な漁獲量で各アクターの利益達成度が変わってきます。各漁場にはそれぞれ秘密の乱数幅が設定されており、試行を繰り返す中でより良い漁場が分かってくる、というようなゲームです。

このミニゲームの狙いは大きく二つあります。一つ目が、当日の会議グループの把握と交渉イメージの想定です。本会議の国々は先進国・途上国、陸上資源生産国・非陸上資源生産国の括りで大きく四つに分類できるのですが、ミニゲームのアクターもこの四区分に寄せることで、ミニゲームの話し合いを通じて当日の交渉がどのように推移するかを具体的にイメージしてもらうことを企図しました。二つ目の狙いが、コンセプトに掲げた”Structured Chaos”のイメージを少しでもつかんでもらうことです。このミニゲームはルールが複雑で、計算要素もかなりあるため、最初のターンでルールを完全に理解して行動することは難しいと思います。しかし、ターンを重ねるうちにルールが分かってくると共に、自分の行動の結果が漁獲量、即ち数字として定量的に表れるため、現状上手くいっているかどうか把握しやすく、次に取るべき行動が自ずと見えてくるようになります。そうした状態を体感してもらうことも好みにゲームの意図でした。

次に、レビューについて述べていきたいと思います。本会議の目的は”Structured Chaos”の仕組みを明らかにすることであり、レビューもここに焦点をあてたものとなりました。構成としては「①会議の推移」「②注目すべき会議中の出来事」「出来事から分かった Structured Chaos の仕組み」の三段階から構成しました。会議の推移は上述のため割愛し、二段目から述べさせていただきたく思います。

注目すべき出来事の一つ目は、議論では大活躍していたキューバやカナダ大使が文言交渉に入ると流れを掴み切れず、両者ともに「どうしていいか分からない」と言うまでになっていました。この両大使は準備量も相当なものでしたが、変化する議場に取り残されたと言えます。

二点目は、文言交渉に入っても中心的な役割を果たした、フィジーや日本、中国大使の存在です。議場は絶えず変化し、準備段階の計画は変更せざるを得ない中でも常に自身の戦略をアップデートし続け、会議最終盤には”Structured Chaos”と呼ぶにふさわしいような交渉を実現させてくれました。

こうした出来事から”Structured Chaos”について考えたいと思います。結論から述べると、”What, How, Why”から「変化」を導き出す思考が”Structure”であり、その逆の「変化」から”What, How, Why”を導き出す思考を”Chaos”と定義付けました。そして、通常の思

考プロセスにおいては What と How から Why が導き出されるのに対し、会議の終盤になるにつれて相手の意図が分かってくるにつれて、順序が逆転し、What と Why から How が導き出されるようになります。私はこの状態こそが”Structured Chaos”であると結論付けました。

具体例を出して説明していくと、先のキューバやカナダ大使の会議準備は見事なものであり、議場において何がどう変化するのか、なぜ変化するのかという認識は高精度なものであり、論理から変化を予測する”Structure”は素晴らしいものでした。しかし、会議当日に「何が」変化しているのか、「なぜ」相手はこの文言を飲んでくれないのか、など目の前の変化から論理を読み取る”Chaos”に失敗したと言えます。逆に、フィジーや日本、中国大使は「この文言なら、この組み合わせならどうだ」という緻密な文言提案に代表される変化に対して、論理的に立ち向かう”Chaos”をしっかりと行い続けていたがゆえに常に議場の最前線で活躍できたと言えます。

そして、”Structured Chaos”ですが、コンセプト説明でも述べた通り、これは次の自身の行動=How がなんだか見えてくる、そのような状態を指します。これは Structure と Chaos の往復を何度も繰り返すことで相手の「交渉理由=Why」が推測できるようになり、残りの How が自動的に見えてくる、そんな状態だと考えました。

VI 総括

議論・交渉共に水準の高い会議であったと思います。議論は模擬国連でありがちな水掛け論に陥ったり、時間不足で不完全燃焼に終わったりするようなことはなく、参加者の尽力のおかげで深まりとタイムマネジメントを両立できたように思います。交渉も、参加者の全員がそれぞれに意図を持って行動を繰り返した結果、会議の目標が達成できたように思います。

そして、コンセプトに掲げた私自身の仮説に対する回答も明確に得ることができ、非常に満足のいく出来の会議でした。

一つ課題を残すとすれば、”What, How, Why”の定義がそれぞれに曖昧なことで、重複する部分も多くあるということです。例えば、「相手がどのように考えているか」は How にも Why にもなり得てしまうので、自分自身こうした点についてもう少し考えを深めていきたいと考えています。

自分自身の仮説を試すという非常に自分が好き勝手やっていた会議でしたが、参加者の皆さんのおかげで成り立っており、そこへの感謝は忘れないようにしたいと考えています。

長くなりましたが、以上になります。

第 35 回全日本大会『ポルトガル施政地域に関する問題』

会議監督：須賀亮太

I 議題概要

ポルトガル問題はアフリカで植民地支配を継続しているポルトガルに対して安全保障理事会がどのような措置を採るのかを議論する議題です。ポルトガル政府はモザンビークやアンゴラなどのアフリカ施政地域を「海外州」と称し、自国の正当な領土の一部として統治していました。しかし、実際にはアフリカの人々を低賃金で労働を強いるなど実態は植民地支配のようなものでした。これに対して、1960 年代以降のアフリカ諸国の独立の機運に伴って、ポルトガルによる統治も含む植民地支配の継続に対して国際的な圧力が高まってきました。しかし、アフリカ領のもつ経済的利益や東西対立における地理的重要性を認識している西側がポルトガルを擁護していることから植民地支配の継続を止めるのが困難となっていました。このように本会議の対立軸のメインはポルトガルを擁護する西側と植民地支配を止めたいアフリカの対立になってきます。また、そこに西側諸国を非難したい東側陣営や憲章・法の正統性を重要視している南米諸国などが組み込まれています。

本会議では安保理の権限である第 6 章の「紛争の平和的解決」と第 7 章の「強制措置」に基づいて措置を検討します。安全保障理事会がポルトガルに対してどのような措置を採るのかという大枠の中に二つの争点があります。それは①措置の性質と②措置の中身です。①措置の性質には、安保理が採ることのできる措置の性質には法的拘束力を有するものとそうでないものの二つに大別でき、それぞれは憲章第 6 章と第 7 章を根拠としています。②安保理が採る措置の中身には、第 6 章のような平和的手段から、第 7 章にある経済制裁や軍事的措置があります。具体的には、経済的措置であれば禁輸措置や経済援助の停止などが挙げられます。こちらも 1 と同じく、憲章理解をもとにポルトガルの植民地支配に対してどのような措置の中身を採る必要があるのかを議論します。これらの二つの争点を中心に、憲章第 6 章や第 7 章、内政不干涉原則や自決権などの法的概念をもとに議論することで、最終的にポルトガルに対する措置を決定します。

II 選定理由

設定年代が古いことで法的概念が曖昧であることや使う知識・情報が限定的であることによって、知識や情報を詰め込むことだけに集中しすぎず、知識や情報をどう戦略に活かすかに思考を専念できると考えてこの議題に決めました。特にシンプルな枠で実力を発揮してほしいというコンセプトに照らし合わせて、ポルトガル政府に対する対応を第 6 章と第 7 章を中心に考えるという分かりやすい情勢系の議題にしたいと思って選定しました。

III コンセプト説明

本会議では「やってみなはれ」というコンセプトを設定しました。「やってみなはれ」には、「失敗を恐れずに愚直に闘う」ことを軸に据えて、挑戦してほしい3つのポイントを提示することとしました。一つ目は「シンプルな枠で実力を発揮する」ことです。シンプルな枠(議題・会議設計)であればあるほど、そのデリの本来の実力が見えやすいです。それぞれのデリが無駄な会議設計なくして本気でぶつかり合える環境のなかで自分の実力を向上させてほしいと考えました。二つ目は「いっぱい考えて、いっぱい悩む」ことです。枠はシンプルですが決して簡単とは言えない議題であるため、準備段階でも当日でも思考の量や質のどちらも要求されます。困難から逃げずに丁寧に会議と向き合い、難しいことにも闘う癖を身につけてほしいという考えがあります。三つ目は「基礎と向き合う」ことです。どの年代であっても基礎を身につけて忠実にこなすことは課題であると考えました。基礎を身につけることは簡単ではないですし、一回の会議で身につくものでもないです。基礎力とは、複雑な情報をシンプルに有機的に整理する力、知識を正しく運用する力、核を捉えた戦略的な議論や交渉ができる力、ものごとをわかりやすく相手に伝えられる力など、いわゆる論理的思考力や戦略的思考力、運用能力などのことを指すと考えています。特に新メンについては模擬国連を始めてほしい一年経ったこの時点で、もう一度自分の基礎力を見直し、一つ一つの思考を丁寧にさせていただきたいと思いました。なんとなくで発言、行動せず、意味や論理を伴った会議行動を行い、どんな会議でも通用できるような基礎力を見つめ直すことで来年以降の自分の成長につなげられるよう、難解な基礎と愚直に向き合い、身に着けられるように格闘してほしいと考え設定しました。

IV 議論経過

本会議は事前交渉を数日設定し、論点設定の議論である議論議論からスタートさせました。議論議論では大まかに論点の順序で真っ向に両陣営がぶつかり合い平行線になりましたが、一日目が終了する2時間前くらいまでには終えることができました。議論議論を二日目まで持ち込まず、議論議論はあくまで議論の大まかな方針を決めるものであり、議論議論で勝ち切るような論点を作成する必要はないという意識をデリがもっていたのは良い点でした。一方で、議論や交渉が平行線になった状況を打開する提案や議論整理が行われなかったのは課題であり、それをすることで国益の獲得に近づく国が多かったからこそもったいないと感じました。

モデでは事実確認、事実に対する評価、措置、脅威認定の4つの議論に大別される議論がありました。各デリが事前に準備してきた主張を吐き出すというプロセスははっきりできました。これは多くのデリがしっかり準備してきた証拠です。その一方で、一つの論点の話す内容の共有不足や時間配分の意識の欠如、論点の連携の欠如、戦略性の希薄が多く見ら

れました。

これは目の前の議論や事前準備に執着しすぎて、目の前の相手との会話を疎かにした結果です。次につながる議論の収束のさせ方は難しいですが、ファイティングポーズから譲歩の姿勢をグラデーションをもって議論する意識をもつようになれば一つや二つの有意義な帰結を議場で生み出せるのではないかと思います。

アンモデでは多くの課題が残りました。モデの議論や主張、争点を活かせず、モデの議論につながるような主張をぶつけてしまうシーンが多く見られました。これはモデの繰り返しであり、交渉ではありません。交渉は自分の利益や主張の正当性を相手にぶつけるのではなく、提案としてどのような利益が相手にもたらしうるのかを説明する営みです。その説明のなかで自分の利益を最大化する戦略性を組み込めるかどうかで「良い交渉・悪い交渉」の判断ができるのだと思います。参加者の多くが新旧メンであったためこのエラーは仕方なく、まずは交渉のあり方を見直すきっかけになればよいと思います。

V 会議結果・成果文書

成果文書では「ポルトガル施政地域における事態の悪化は、アフリカの平和と安全に対する脅威になりうる (is likely to threaten the peace and security in Africa)」と言及され、措置では「諸人民の自決と独立に対する権利の即時承認」や「人民の抑圧を可能とする物質的な支援の自制や武器・軍事物資の販売・供給を予防するためのあらゆる措置を講じること」、「ポルトガル政府に提供された兵器が施政地域で使用されないようにあらゆる措置を採ること」が要請されました。これは第 6 章とも第 7 章とも言えないいわゆる 6 章半と呼べる措置です。史実決議と比較すると、最も大きな違いは「攪乱する (disturbing)」から「脅威になりうる (is likely to threaten)」に変更されている点です。これは 7 章が示す「脅威を構成する (threat)」に近づくものであり、ポルトガル 政府に対して強力な措置を採ることに近づいた結果と言えるでしょう。

この成果文書の投票結果では、反対は挙がりませんでした。US・UK・フランスというポルトガル政府を擁護するいわゆる西側諸国が棄権を投じました。これらの諸国は投票後スピーチにおいて、「自決権の行使やあり方に対する懸念がある」ことや「現状の施政地域における事実とその評価、それに対する措置の正当性に疑念があること」を理由に棄権を投じたと説明しました。

VI 会議企画

勉強会は一度実施し、会議の内容面を共有するのではなく、自分の模擬国連を見つめ直す機会を提供しました。具体的には議論や交渉の意味合いやあり方を各々が考え共有し議論

することで、当日に向けてよりよい議論や交渉を行えるようにベースを整えることを目的にしました。

レビューについては、大会中は行わず会議後に動画の形で配布しました。会議の流れを振り返りながら、核となった議論や交渉の反省や今後に向けての指針を示しました。特に反省すべき交渉についての指針を一般化して全体に提示しました。

VII 総括

枠がシンプルだからこそリサーチの時点から主張の組み立てや戦略の策定などを考えるのが難しい議題でしたが、すべてのデリが目の前のタスクについて丁寧に向き合っていたと思います。これはコンセプトをしっかりと浸透させたことの結果であり、特にデリが自身の問題意識として考えていただいたからだと考えています。その一方で、当日の議論の収束のプロセス、主張の伝え方、交渉の手順や内容については稚拙な部分が多く、すべてのデリに課題として残るものでした。しかし、これらは一つの会議で身に付けられるものでもなく、一朝一夕には達成できるものではないです。今会議をターニングポイントとし、一つ一つ徐々に課題を消していく意識をもってトライ&エラーしていただきたいと思います。また、本番でうまくいかなかったのはもしかしたら準備が不適切であったからかもしれません。もう一度、準備から本番まで課題を見直していただきたいです。

最後に、本会議の参加者や事務局員のサポートには心から感謝しています。ありがとうございました。

第 35 回全日本大会『湾岸危機』

会議監督：國分理桜

I 議題概要・選定理由

議題は「湾岸戦争」です。議題について解説します。

1990 年 8 月 2 日、イラク軍がクウェート国境を越えて侵攻を開始します。イラク軍は 6 時間でクウェート全土を占領、これがアラブ世界を揺るがす出来事となります。この侵攻は世界中から激しい非難の声を浴び、国際連合はイラク軍の即時無条件撤退を求める決議を採択しました。そして中東の舞台には多国籍軍が続々と集結し、緊張が高まり、世界は「湾岸戦争」の幕開けを迎えることとなります。

今会議では、8 月 2 日のイラクのクウェート侵攻後そして国際社会が介入する前のアラブ連盟首脳会議（8 月首脳会談）を舞台に設定しました。

当時の会議の結末についても簡単に説明します。8 月 10 日、アラブ連盟本部にアラブ各国の指導者たちが集結しました。共通の利益を守り、関係を強化し、問題を解決しようという目的の下で行われるはずだったこの会議は予想外の展開を迎えることとなります。会議では、イラクを非難するとともにアラブ諸国の軍隊派遣を求める決議 195 を採択します。しかし、各国の意見はまとまらず、賛成 12 反対 3 棄権 2 留保 3 という結果になります。アラブ諸国だけで湾岸危機を乗り切ることは絶望的になり、後に国際社会の介入を許すことになりました。

議題を選定した理由は、端的に最もコンセプトを実現できるからでした。

まず「体現」ですが、模擬する対象をアラブの指導者にすることで、国益だけではなく、指導者自身の利益まで模索し、より「体現」を実行することができます。また、湾岸戦争はアラブの民族としての連帯性を喪失させ、今日にも続く分断をうむ歴史的転換となる戦争であるため、参加国の国益が死活的であることも体現のしやすさに繋がると判断しました。さらに、参加国が 21 ヶ国のアラブ諸国であるため、より他国リサーチに時間を割くことができ、唯一無二の国益・人益を具体的に調べて会議に挑むことができます。各国首脳と友人のような関係性を築いている指導者を体現するには、相手のことを深く知っている状態で会議に参加することが何よりも指導者の「体現」にも繋がると考えました。

また、「超越」は、史実がアラブの分断を生んだ会議・情勢であったことと、コンセンサ

スを目指しながら爆散した帰結を元に、史実の可変性が与える歴史への影響の大きさを考慮しました。史実の会議が破綻した理由は、合意可能領域のない国益ではなく、各国指導者のコミュニケーションのすれ違いといった理由があったことも、会議が「超越」要素を強く含みうる理由でした。史実の結末がどの指導者にとっても一番望ましい形ではなかったため、史実を変えるための試みを全ての参加者が実行しなければいけないことが、最も「超越」を実現する理由になると考えました。そのように、これから起こる未来を前にして、いかにアラブ自身でアラブの秩序を保つのか、クウェート侵攻をどう解決させることができるのが鍵となる会議を設計しました。

II コンセプト説明

この会議のコンセプトは「体現と超越」です。それぞれ説明します。

『体現』、模擬国連とは、“学生が大使を模倣する”活動です。一介の専門家でもないただの学生が「国家を代表」することを追求するわけです。そのため、当時の国家の状況や判断基準、国益の本質を理解し続ける努力が求められます。これはまさに「一国家の意思決定を極限まで追求すること」だと言えるでしょう。そのためには、ゲームとしての勝敗や議場での評価の追求だけでは不十分でしょう。実際の国家が策定したであろう国益を見出し、それに基づいて行動することが何よりも重要だと考えています。また、スピーチや立ち振る舞いなどを通じて、全身全霊でその国家らしさを表現することも重要だと言えます。つまり、国家を核心から理解し、究極的に大使の思考回路に近づくことで、その国家を「体現」することが「模擬国連」でしかできないひとつの大きな体験であり、かつ本会議で特に求められることです。

『超越』、国家を体現する際に、単に史実をなぞるだけでは模擬国連は模擬国連の意義を持ちません。ここで一つ例を出しましょう。『風神雷神図屏風』をご存知でしょうか。実はこの作品は世に3枚存在します。それは、江戸時代から現代に至るまで、琳派の芸術家たちがこの屏風を繰り返し模写してきたためです。これらの模写は単なる作品の保存にとどまりません。原作以上の「美」を追求し、創造を重ね、独自の境地を開拓しようと試みているのです。“模する”とは師を敬った上で、原作を「超える」作品を生み出そうとする行為なのです。

これは模擬国連にも当てはまります。史実を分析し、まずは史実を究極的に近づいて理解しようとする（体現）そして、史実を吟味した結果を踏まえて、史実以上に良い外交をする（超越）この二つを掛け合わせたものが、模擬国連であると考えています。

III 議論経過

・8月8日（1日目）

会議は、8月8日～8月10日を切り取り、三日間の中で事態が進展し、一部クライシス要素（議場外部の要因による状況変化）を含む会議設計を設定しました。

会議冒頭、最初に全ヶ国スピーチを行いました。当事国であるクウェートとイラクから始まり、各国によるスピーチが行われました。議場では、各国による魂のこもった訴えのスピーチが行われ、会議冒頭から非常に白熱し、盛り上がりました。侵略者イラクの行動を弾糾、クウェートの犠牲者への黙祷などイラクへの非難にあたるものから、このアラブ連盟で何をすべきなのかといった議場の方向性を示すものまで、各指導者の立場に合わせたスピーチが繰り広げられました。また、サウジアラビアが冒頭スピーチで米軍を受け入れたことを発表したため、議場では各国指導者がざわめき、荒れる場面もありました。このように議場では形式的なスピーチではなく、各国の指導者の立場を色濃く反映させた、まさに『体現』された熱いスピーチが行われ、コンセプトが実現されていました。

その後、事前にフロントが設定していた通り、各国が会議の方向性に関する意見を持ち寄り、フロントである議長主導の元にまとめられました。議場には、サウジアラビア、エジプト、リビア、シリア、イエメン、オマーン、イラク、ヨルダン、スーダン、カタール、モロコチア、アルジェリア、パレスチナ、クウェート、ソマリア、アラブ連盟事務総長から TT 案や論点案が提出されました。進行案では、以下の点に関する相違点を確認されました。

- ①最初に非公式討議(目的設定なし)を行うか/否か
- ②論点 TT を全体で採択するか？=議論議論を行うか
- ③イラクの侵攻への対応(影響～) vs アラブ的解決 どちらが先？
- ③-1 イラク侵攻への対応は、
- ③-1-2 what を広く取るか/弱く取るか シリア/クウェート
- ③-2 ア的解決は、
- ③-2-1 ↑どこで「外国軍の介入」について話すか
- ③-2-2 アラブ的解決の方向性(原則的な how)を決定→what?how?
- ③-2-3 what(当事者に聞くフェーズ)入れて→how か？

議場にいる国がイラクとどのような関係性を構築しているのかが色濃くあらわれていたと分析できます。

1. イラクの侵攻問題に絞ることで、イラクの責任問題に言及してイラクを非難し、強硬手段を使ってでもイラク撤退を導きたいイラクの敵対国

2. イラク侵攻の背景にはクウェート側の非もあり、かつ外国軍が介入する現状の事態に問題意識を持つなど、イラクが平和的に撤退する中で解決策を見出した
いイラク寄りの国
3. イラクが侵攻したことが問題だとしつつも、アラブ世界が分断することは望ま
しくないため、撤退方針の解決策を模索する国

結果的に、エジプトがアラブ的解決を導くために、論点を詳細に明記せず、まずイラク侵攻の現状理解と解決策の模索という大枠を設定する方向性で落ち着かせました。その後、公式討議での議論が一旦収束したため、各国は非公式討議に移行しました。交渉では、まず似た陣営の国々と打ち合わせしている国が大半でした。湾岸協力理事会（GCC）はサウジアラビアが主導して集まり、方針を確認していました。GCC に加えて、史実でイラク非難決議に賛同したレバノン、モロッコ、シリア、ソマリアも集まりに参加していました。特にシリアがプレゼンスを発揮し、ボトムラインや議論の方向性に関してイラク非難派の国々に指示を出す姿が見られました。一方で、初日時点では、イラクが平和的に撤退するためのボトムラインは GCC 内でもバラバラでした。例えば、サウジアラビアや当事国のクウェートがイラクに対して妥協する余地がないのに対して、オマーンやカタールはイラクの借金を帳消す・領土問題の第三者委員会を介した議論の場を設けるなど、妥協とも取れる姿勢を示すことも考えているなど足並みが揃っていませんでした。

イラク側では、イラクが戦略をリビア、ヨルダン、パレスチナといった親イラク寄りの国々に共有し、議場の趨勢が外国軍介入を問題視していることをうまく利用するなど、意見をすり合わせていました。議場では、サウジアラビアが事態の解決に外国軍介入を用いるのではないかという懸念が見られ、そのためマグレブの国々（アルジェリア・リビア・モロッコ・スーダン）も、より早く事態を平和的に解決しなければならないといった意見を強く共有し始めていました。非公式討議が終了し、エジプトがまとめた進行案に従って公式討議が開始されました。現状理解の論点では、「なぜクウェート侵攻を起こしたのか、起こったのか（当事国 2 カ国による発言）、イラクによるクウェート侵攻によって生じた問題」が話し合われました。イラクが指摘した理由は、以下です。

- ①クウェート人の保護
- ②イランイラク戦争の負債、借款返済
- ③OPEC 問題
- ④油田の盗掘問題
- ⑤領土問題

⑤に関しては、ヨルダンのフォローがあり入ることとなりました。興味深いのは①です。

イラクは、ジャービル首長が行っていた政治体制を悪政だと述べ、クウェートの封建的支配者がアラブ主義を裏切りシオニストと外国の陰謀に加担したため我々が救済を行ったと主張しました。政治体制に言及した発言に議場からはどよめきの声があがったものの、イラクの爆弾発言の割にはイラクの侵攻を問題視する方向に議場の趨勢が転じず、反響が少なかったように感じました。

1 日目 (8 月 8 日) で変化した情勢も述べます。1 日目は、サウジアラビアの米軍派兵受け入れ発表の直後に、合衆国大統領ジョージ・ブッシュ(フロントアクター)がワシントン.D.C で会見を開き、正式にサウジアラビアに米軍を派兵する旨を国際社会に発表しました。

これを受けて、イラクの交渉団であるタハ・ヤシン・ラマダーン (以下ラマダーン) に対して、サダム・フセイン (フロントアクター) からの会議の動向聴取が水面下で行われました。サダム・フセインが懸念する中、ラマダーンはイラクの有利な条件を会議で勝ち取る状況であることを理由に説得し、8 月 9 日正午まで発表を控えることを約束させました。しかし、1 日目の会議の最後、ラマダーンが侵攻理由において領土問題に触れなかったため、領土併合を決定することは難しい状況に陥ってしまいました。

また、議論の進展と各国指導者が出した声明に関するプレスが数枚発行されました。特筆すべきは、外国軍介入に関して非難する声明、弁明するサウジアラビアの声明、また撤退条件を示したイラクの意見です。特にイラクが示した撤退条件の中には、自国の撤退の前にイスラエルが撤退すべきだとする「パレスチナリンケージ論」が盛り込まれていました。こうした現状が逐一アラブ世界に発信されていました。

・8月9日 (2日目)

公式討議が再開し、現状理解よりイラクによるクウェート侵攻によって生じた問題について、アラブ連盟議会では議論がなされました。主張フェーズを要約すると、①イラクの国際法違反②外国軍介入③人質などの問題が議論の中心でした。

特に②外国軍介入に関する議論が白熱しました。あくまで安全保障上の脅威といった理由から米軍をサウジアラビアとクウェートの国境線に配置していると主張するサウジアラビアと、アメリカがイラクのクウェート侵攻問題に介入したがついてに警戒する国が激しく論戦を繰り広げました。こうした意見の背景には、アメリカがアラブ諸国の敵対国であるイスラエルを支持していることが影響しています。そういったアメリカの行動に対して、親イラクでは

ない国々も、アラブ的解決を妨げられるのではないかとの懸念を示していました。

また、外国軍の介入なしに安全保障上の脅威に対応するためにアラブ軍の創設が有用だとする意見が俎上に上がりました。解決策につながる意見が GCC の中でも強硬派の UAE から出たことは注目に値しました。

その後、散会することが決定しました。

散会后、GCC はサウジアラビアが GCC 内の足並みを揃えようと GCC の条件という WP の作成に取り掛かりました。一方で、カタールやオマーンの国々は、平和路線で解決策を模索するためにヨルダンやマグレブと接触し始める様子が見られました。

イラク側では、パレスチナ、ヨルダン、イエメンらは米軍撤退の条件交渉に関して非公式討議を進めることを目指していました。中でもアルジェリアとイエメンが共同歩調を取り、議場を動かす様子が見られました。

また途中で、以下の合意が生まれ、条件撤退の一步となる合意が議場外にも公開されました。

現在発生しているクウェート及び UAE の石油増産問題を解決するために、我々は OPEC において早急に会合を開き話し合うことを決定する。

この合意は、石油関連の実益的な合意ではないものの、侵略者イラクの主張を理解した上で会合で話し合うことを意味するため、非常に重要な合意でした。一方、GCC の条件も議場外に提示されました。

サウジアラビア WP

1. イラクは即時かつ無条件に 8 月 1 日以前の国境線まで撤退すべきこと
2. イラクの侵攻理由は決して正当化できないこと
3. クウェートにおける唯一かつ正統な政府はサバーハ家による政府であること
4. クウェートの抱える脅威について確認し、イラクの無条件撤退について反対する国を「親イラク派」と判断し、資金援助及び出稼ぎ労働者の排斥等の措置を取ることを検討すること
5. なお本 WP は本問題の解決のための交渉を拒否するものではなく、クウェート正統政府との誠実な交渉がなされることを要求するものである

クウェート WP

慈悲深き、慈愛遍く神の御名の下に

我々は以下の事項についての作業文書を公表する。

1. 我々は、イラクが以下の事項について遵守すると詳細かつ明確に宣言すること、
或いは可及的速やかに宣言することを確約した場合、今後の解決策を話し合う
交渉に入る用意がある。
2. この交渉の条件は以下のものである。
 - ・イラクのクウェートからの即時、完全かつ無条件な撤退
 - 少なくとも 8 月 1 日以前の状態への復帰。
 - ・国連及びアラブ連盟の撤退監視
 - ・サバーハ家の帰還及び統治機構の復帰

この条件を見るとイラクに妥協せず、撤退が第一だと示していることが分かります。

このように議場では、撤退するもしくは先に撤退意思を示してから解決策の条件交渉なのか、条件が提示されてから撤退なのかといった譲れない立場が明らかになり、解決の糸口を見出せないまま交渉が行われました。

一方で議場外の反応は、サウジアラビアに米兵が派兵されることに反対する民衆がデモを起こすなど過激な行動を起こしているとの情報がプレスを通じて議場に伝えられました。主にリビアのカダフィ大佐が声明にて大々的に取り上げ、民衆を煽る行動を起こしていたことが起因すると考えられます。これを受け、パレスチナでは、急進派グループのハマスが暴動を起こし、過激な態度を示すなど緊張関係に陥りました。また、エジプトに住む在外クウェート人達(フロントアクター達)がデモを起こし、途中議場に乱入するシーンもありました。

米軍を撤退させる試みは親イラク派が議場でサウジアラビアに直接直談判する中で進展しました。サウジアラビアのファハド陛下(以下ファハド)は水面下で、合衆国大統領のジョージ・ブッシュと連絡を取り、撤退の可能性を模索しました。一方で、ファハドとしても米軍派兵を想像以上に槍玉にあげられ、自らが妥協の意思を示すとイラク側に有利になる状況下で、どこまで交渉姿勢を示すかが重要になっていました。こうした議場の過度な外国軍介入問題視が、よりサウジアラビアの態度を硬化させていたと言えます。

中間的な立場で双方からの意見を取りまとめていたエジプトが 2 日目の会議終盤、GCC 側に寄って意見を交わし始めたことで議場が急展開し、初の当事者同士による六者会合が開催されました。事務総長、エジプト、ヨルダン、イラク、クウェート、サウジアラビアが参加し、エジプトが米軍の撤退と条件を俎上にあげ、集約をはじめました。ヨルダンが、イ

ラクとクウェートの両者に聞き、裏で取りまとめていた両者が納得できる合意が提示される中で 2 日目は終了しました。

・8月10日 (3日目)

会議冒頭で六者会合が再開するものの、イラク非難の内容をいれなければ合意できないというクウェート・サウジアラビアに対して、イラクが拒絶したことで交渉は決裂しました。

議場では、シリアが昨日から作成し、各国に提示していた決議案と、親イラク側でイラクやヨルダンが主導するイエメン決議案と予備のリビア決議案が議場に存在していました。GCC の穏健派が採択まで時間がないため足並みを揃え、イラクを安全保障上の脅威と認定する方針を取り、シリア案の採択で立場を固めていきました。

一方、3 日目冒頭で、リビアが決議案を提出し、イラク側は分裂の動きを見せはじめました。イエメンはせめて、外国軍の介入問題に関して今後も議論の俎上にあげてことをサウジアラビアに提案し、その代わりに自国がシリア決議案をのむことを提案するなど、一枚岩ではないイラク側が割れていく中で DR 締め切りを迎えました。

IV 会議結果・成果文書

会議は最終的に、4 本の決議案と 3 本の修正案が提出されました。

【議場に提出された DR】

イエメン (DR.1) シリア (DR.4) イエメン (DR.5) リビア (DR.6)

【公開はされていないが Ready だった DR】 エジプト (DR.2) (DR.3)

【AM】

- ①イラク (AM.1) to イエメン (DR.1) シリア (DR.4) イエメン (DR.5) の変更提案
- ②イエメン (AM.2) to イエメン (DR.1) の削除提案
- ③シリア (AM.3) to シリア (DR.4) の文言提案

決議	イエメン決議案 (DR.1 by Yemen)
要約	【提出国】 アルジェリア、ヨルダン、リビア、モーリタニア、パレスチナ、イエメン、スーダン

	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国軍受け入れ・駐留に対する懸念の表明 ・事前の外相会談声明の内容とのバッティングの指摘 ・議論継続の要請
決議に対する AM① by イラク	
修正案	イラク修正案 (AM.1 by Iraq) →イラク退席のため扱わず
要約	<p>【提出国】 イラク</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ready 中の DR を含めて文言挿入を提案するアmend→アンフレンジリー ・外国軍批判&懸念 ・今後の外国軍に関する議論の継続
決議に対する AM② by イエメン	
修正案	イエメン修正案 (AM.2 by Yemen)
要約	<p>【提出国】 アルジェリア、ヨルダン、リビア、モーリタニア、パレスチナ、イエメン、スーダン</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議論の継続に関する部分以外の削除 ・フレンジリーアmendメント
決議案	シリア決議案 (DR.4 by Syria)
要約	<p>【提出国】 シリア</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イラクの侵略非難 ・クウェートの正統政府の回復、権利の確認 ・アラブ軍に対する支持の表明

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤退監視団の規定など ・ 無条件撤退実施時に考慮される条件
決議に対する AM① by イラク	
修正案	イラク修正案 (AM.1 by Iraq) →イラク退席のため扱わず
要約	<p>【提出国】</p> <p>イラク</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Ready 中の DR を含めて文言挿入を提案するアmend→アンフレンドリー ・ 外国軍批判&懸念 ・ 今後の外国軍に関する議論の継続
決議に対する AM② by シリア	
修正案	シリア修正案 (AM.3 by Syria)
要約	<p>【提出国】</p> <p>シリア、サウジアラビア、クウェート</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イラク軍の無条件撤退後に考慮される条件に関して、定義の厳密化
決議案	イエメン決議案 (DR.5 by Yemen)
要約	<p>【提出国】</p> <p>イエメン</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イラクの侵略非難 ・ クウェートの正統政府の回復、権利の確認 ・ 段階的撤退に関する言及 ・ 撤退監視団の規定など ・ 議論の継続に関する言及 ・ 無条件撤退実施時に考慮される条件
決議に対する AM① by イラク	

修正案	イラク修正案 (AM.1 by Iraq) →イラク退席のため扱わず
要約	【提出国】 イラク
	【内容】 ・ Ready 中の DR を含めて文言挿入を提案するアmend→アンフレンドリー ・ 外国軍批判&懸念 ・ 今後の外国軍に関する議論の継続

決議	リビア決議案 (DR.6 by Libya) →リビア退席のため扱わず
要約	【提出国】 リビア 【内容】 ・ 外国軍受け入れ・駐留に対する懸念の表明 ・ 今後の会議の継続 (外国軍に関する)

公開されなかったもの (Ready 状態)

決議	エジプト決議案 (DR.2 by Egypt)
要約	【提出国】 エジプト 【内容】 ・ 六国会談での内容を盛り込んでいる ・ イラク・エジプト両軍の段階撤退の方式 ・ 撤退開始軍についての規定

決議	エジプト決議案 (DR.3 by Egypt)
要約	【提出国】 エジプト 【内容】 ・ 六国会談での内容を盛り込んでいる

	<ul style="list-style-type: none"> ・ DR2 の採択が前提になっている ・ クウェートの主権・独立・領土保全の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・ イラク＝クウェートの基本合意の挿入 →こちらではクウェートの領土保全のみを確認

・投票行動

最終的に、イラク・リビア・モーリタニア・スーダンの退出があり、以下の決議が残りました。

<p>①DR.1.rev.1_by Yemen (DR.1 by Yemen に AM.2 by Yemen がフレンドリーアmendメントされたもの)</p> <p>②DR.4.rev.1_by Syria (DR.4 by Syria に AM.3 by Syria がフレンドリーアmendメントされたもの)</p>

また、先議権の動議がサウジアラビア、シリアから挙げられ、過半数投票にて可決されました。それにより、投票にかけられる決議案が DR.4 のシリア案からに決定しました。

本会議での投票は、完全に指導者たちに選択させる「規定なし」の状態に定めていました。アラブ連盟緊急首脳会合の細則が、投票時に機能せず政治的駆け引きや強引な可決が認可されているためでした。また史実の会合では、エジプトのムバラク大統領が強引に可決するというやり方で採択に持ち込みました。

議場では、議長が投票方法を問いました。シリアから過半数採択、事務総長から従来の慣習に従うという理由でコンセンサスの動議が挙げられました。それにより投票方法が割れたため、議長が議長席から離席し、非公式討議に移行しました。

非公式討議では、事務総長が席につき議場で可決方法を問いました。シリアが過半数採択を希望し、理由を述べた後、事務総長がシリア案に関して過半数採決に移行することを決定しました。しかし移行直前にアルジェリアなどの反対があり、議場が採めている最中に会議時間が切れ、決議不採択のまま会議が終了しました。

・会議の帰結

結果として史実と同じようにアラブ社会は分断し、もはや一致団結が不可能なほど深い亀裂とアメリカの介入を許すことになりました。決議が採択されていないため、湾岸戦争が国連憲章 7 章下の決定によって多国籍軍に授権される根拠は薄まったものの、アメリカのジョージ・ブッシュ大統領はファハドとの会話で 8 月 10 日までにアラブ連盟で決定を出さなければ介入を早めると言ったため、アメリカの介入は不可避かつ事態がエスカレーシ

ョンする可能性が高まりました。また、史実と異なりエジプトや外国軍の介入を反対する国が再度会合を開催することを希望したものの、会議終盤にイラク側の国々が密約を結び、GCC 寄りの態度を見せ始めているところから、再度アラブ連盟首脳会合が開催される可能性は著しく低いものと考えられます。

一方で、情勢に対応して外国軍（米軍）の介入が問題提起され、アラブ社会で大きな反響を呼びました。サウジアラビアが固執した態度を見せていたため、アラブ社会は富裕層の石油産出国が自国の安全保障のためにアラブの連帯感を切ったと捉えるでしょう。アラブの中で貧富の国の間での亀裂も大きくなると想定できます。また、今後中東社会にアメリカが介入する展開になれば、よりアラブ社会では反米感情が渦巻き、パレスチナ問題や対米問題に大きく波紋が広がることになると思われます。

以上のように、今日にも続くアラブ社会の分断の大きな要因として歴史に残る結果となりました。

V 会議企画

会議企画は、いかにコンセプトである『体現』と『超越』を実行するのかに焦点をあて模索しました。

勉強会企画は、リサーチ講習会・戦略講習会・議題勉強会を行いました。本会議では独自のリサーチ方法で指導者自身の国益・人益を体現するため、いかにリサーチで欲しい情報に辿り着くことができるか方法論を体系化したリサーチ講習会を行いました。また、超越を実現する上で、各々が最も国益達成できるルートを策定して戦略を立て実行することが必要だと考え、戦略の考え方に特化した戦略講習会を行いました。また、議場構造や必ず押さえるべき背景知識を盛り込んだ勉強会を実施しました。

企画では、会議参加者が体現を意識するため、「独裁者お茶会」という交流会も企画しました。ワードウルフや私は誰でしょうといったゲームの対象を会議に参加する指導者達に当てはめ、指導者のことを知りつつ交流できる場を zoom にて設けました。

また、その他にも国割・BG でコンセプトを実現できる取り組みを実施しました。

本会議の国割は会議当日まで非公開でした。理由としては、参加者の性格に無意識に焦点が当てられた状態で会議準備を行うのではなく、あくまで史実の指導者だと認識して事前準備に挑んでもらうためでした。

また、背景知識を盛り込んだ Background guide (BG)は二部構成で、一部が会議に必要な

情勢、議場、アラブ社会の知識、二部が各国と指導者の情報を詳細に記したものを配布しました。各国の情報をフロントから配布することで、参加者自身が調べる時間を短縮し、多くの基礎知識を土台にさらにリサーチを重ね、戦略まで時間を有意義に使うことを意図していました。

またタスクでは、各指導者の理解を深め、湾岸危機という議題外で指導者が置かれた状況を把握し、会議で何ができるかを模索するような設計にしました。

また、会議当日は報道官という役職を置き、プレスを配布しました。配布自体は会議 6 日前の 8 月 2 日のイラク侵攻から開始し、議場の臨場感を高めました。計 51 枚配布したプレスでは、各国の声明と議場の結果をフロントが判断し、頻繁に発行していました。プレスを設けた理由は、議場での会議行動の結果が、どのようにアラブ社会に波及するのかを参加者に意識づけてもらうためでした。指導者の立場で取った会議行動の結果がその場で伝わることで、より次の行動に繋げ、リアルな状況に落とし込むことを目的としていました。

レビューでは、フロントからの講評のほか参加者に自国の立場を 3 分間で述べる場を設けました。全員が時間を超越するほど、各国指導者の立場やどのような国益を定めていたのか熱く参加者が語る様子が見られ、参加者達がいかに体現を追い求めていたのかが示されていました。

VI 総括

「体現と超越」というコンセプトを掲げ、議題・会議設計・会議企画を通じて実現することができたと結論づけることができます。模擬国連はあくまで"模擬"であるものの、リアルな国際社会に近い会議を設計することで、国際社会を理解することができると思います。

史実で湾岸危機が起こったきっかけの一つに対話のすれ違いがあります。実は 7/31 に侵攻されたクウェート代表ジャービル 3 世とイラク代表サダムフセインは対話しています。その際、侵攻の最後通牒なのか、交渉の一段階にすぎないのか見方が異なった、ただの対話のかけ違いが戦争が始まるきっかけのひとつになりました。

たったそんなことで？と思います。しかし世の中にはそうしたことは日常的に起こり得ます。独裁者が聞き間違えたり文脈を理解してない、それだけで人が殺されます。生まれたばかりの赤ん坊が母親を見る前にクラスター弾の下敷きになって小さな体ごと吹き飛ばされます。

私は、本当に目の前の相手を理解しているか？世界を理解しているのか？という疑問を模擬国連を4年間行う中で考えていました。今回湾岸危機を作成しながら、幾たびも独裁者たちの利益に納得し、またその反面、力を持たない人間が死ぬ結果を引き起こすこととの行き場のない正しさに苦悩しました。

模擬国連は非常に面白い活動です。一介の大学生が国の代表になれてしまう、その目線に立った時、まるで戦争がクリアすべきゲームのように思えます。それと同時に人の命を奪う行為といった、許せない・許されない事態への感覚が鈍っていったりもします。

でも大学生だからこそ、社会的地位や外交官としてのキャリアや、染まりきった思想がないからこそ、私たちはその国を、国家の立場でそして1人の人間としての立場でも、捉えることができる、そうも思います。本会議の参加者たちは、生まれも育ちもまるで違う大学生の自分とかけ離れた存在の独裁者を心から理解し、彼らの世界線にたって物事を考え、体現してくれました。

それは、リベラリズム、リアリズム、そんな論文に並んだ言葉で表せないものを本質から掘み、経験していることに他ならないと思います。私たちは学者ではありません。しかし、世界が分断し、自分が今いる立場から物事をはかる、そんな時代において、そういった経験ができる模擬国連とはやはり素晴らしい、私はそう思います。

4年間の模擬国連生活、どのように価値を見出すか人それぞれですが、私は私の感じた模擬国連の一つに「理解すること」があり、そしてその基盤の上に「体現と超越」という模擬国連の可能性を定めました。あくまでも私の一見解ではありますが、まとめとして総括したいと思います。

第 35 回全日本大会『世界サミット』

会議監督：渡邊真也

I 議題概要・選定理由

本会議議題の正式な議題名(仮訳)は「The World Summit -2000 年ミレニアムサミットのフォローアップ並びに、経済・社会及び関連分野における主要な国際連合会議かつ主要国首脳会合の統合的、協調的な成果に関する履行及びフォローアップ-」です。

本会議は、冷戦終結以降勃発した様々な国際問題に対し、国連を始めとした国際社会がどのように対処していくのか、これからの国際社会はどのように協力していけるのかに関して各国首脳が集結し、国連 60 周年の 2005 年 9 月に議論したものとなっています。議題名に「2000 年ミレニアムサミットのフォローアップ」とあるように、所謂 MDGs などが盛り込まれた 2000 年ミレニアムサミットの結果が成果を生んでいるかどうかを確かめ、より成果を生むために必要なことを議論し文書化されたという性質も持ち合わせています。

また、本会議は様々な議題が議論されたものとなっており、「開発」「テロリズム」「国連の強化」「環境」「平和構築」等が代表的なものとなります。そして本会議ではその中でも「保護する責任」「国連安保理改革」「大量破壊兵器、とりわけ核軍縮・核不拡散・核の平和利用」を取り扱いました。

選定理由としては、主に 3 つ挙げられるかと思っています。

1 つ目は、全日の会議ということで、「全日でしか開催できない議題を作ろう」とフロントで決定したことです。4 日間の議論日程、準備期間の長さ、様々な研究会の人が自主的に参加する全国大会、といった全日の特性をなるべく生かし、全日で作る意味を考えた結果、チャレンジングではありましたが議題規模を大きくしてみようと考えました。そしてこの考えのもと世界サミットとした理由は当初世界サミットにて行われた保護する責任に関する会議を開催する事が第一候補に挙がっており、そこから規模を拡大したからとなります。

2 つ目は 1 つ目にて記した過程に続く形となりますが、世界サミットという会議の性質上規模を拡大したほうが世界サミットという場を生かせると判断したからです。後述していますが世界サミットは様々な議題が議論され決定された議場であり、よって一部の議題を切り取って議論した場合他の議題とのリンケージから参加国が議論しにくくなる、もしくはその切り取った議題よりも他の議題にインセンティブがあって参加していた国というものが発生する可能性が高く、それなら分科会形式で複数の議題を取り扱えば自身の国が

どの議題に一番重きを置いて参加しているかを考えながら国益設定ができ、より幅広い戦略構築、国益考察が可能となるのではないかと考えました。結果本会議でも世界サミットについて議論された全ての議題を取り扱うことは出来ませんでした。それでも考察した事項に関しては達成できたかと思えます。

3つ目は、目指す会議の方向性との整合性です。本会議はコンセプトとして「君思う、故に君あり」とし、参加者らに常に”考えること”を課しました。そして、本議題はこれまで行ってきた会議とは一味違った広さの国益選定、戦略構築を行うこととなります。しかし、これらは今まで行ってきた国益選定、戦略構築の応用となり、結果としてこの応用を行っていく中で今までの自分のリサーチ方法、国益選定、戦略構築がどのようなものであったかを考えるきっかけとなると考えました。本会議は今までの方法をよりよくして今後に生かしてほしいと考え設計していたため、今までの方法だけでは通じない会議を作成し模擬国連に対する根本的な部分から見直し再構築しながら向き合っしてほしいと考えていました。

また、本会議はモチベーションを最重要課題として挙げていました。なぜ模擬国連を行うのか、今後どのように模擬国連を行いたいのか、そういったことを考え、考えたことを実行する会議として中途半端な難易度の会議では歯ごたえがないのではないかと考え、しかし議題難易度自体はそこまであげることは拘っていないということでこの幅広さなら我々の行いたい事、やってほしいことに対して「ちょうどよい」のではないかと考察し最終決定を致しました。

II コンセプト説明

コンセプト：君思う、故に君あり

デカルトの方法序説から引用しました。「我」を「君」と書き換えた理由としては、今回の会議は「我」、つまりフロントが会議を通じて自己実現をすることを主眼に置いているのではなく、「君」、つまりデリ自身が自身の模擬国連について深め、「自身の模擬国連活動における存在証明をできるようになること」を主要な目的にしているためです。

「模擬国連を行う上で何か一つの考え方をもってしてそのみが正しいとは断定できず、一人一人に模擬国連の捉え方があるため、デリには自分なりの価値観を醸成し深めてほしい」という願いを込めています。また、デリには「何かを否定することで自身を正当化する」といったような表面的な「実力」に固執せず、「自身の考えの深さ、根拠の厚さ」をもってして、自身の価値観に自信を持って地に足をつけた「実力」を構築してほしいというメッセージを含んでいます。

そのため、このコンセプトに沿い、本会議では「自身の存在証明」のために「自発的に努力する姿勢」を求めました。本会議にて得る経験全てを通じて、自身の中での「模擬国連」を構築し言語化して行ってほしいです。そして我々は、デリー一人一人が自発的に努力をしやすい環境を整えるため、デリー一人一人と向き合えるような会議設計にしました。

総じて、デリーには是非精一杯模擬国連を通じて自分自身に向き合い、悩み、行動して「模擬国連における自己実現」を達成、あるいはその下地を本会議で作ってほしいと願いこのコンセプトを設定し、そのもとで会議運営を行いました。

III 議論経過

4日間でそれぞれ、

1日目:WMD のインフォーマル

2日目:分科会に分かれ、R2P と安保理改革のインフォーマル/コーカス

3日目:2日目の続き

4日目:DR 提出締め切り、ディレクチェック、会議終了

と分けられ議論が行われました。以下、3つの議場におけるインフォーマル議論の経過を記述します。

(1) WMD 議場

この議場では、「核軍縮」「核不拡散」「核の平和利用」に関して、それぞれ議論されました。

「核軍縮」に関しては、まず NPT 加盟国で 1995 年、そして 2000 年の NPT 最終文書に対するコミットメントのレビューが行われました。NPT 第 6 条にて定められた核軍縮義務の履行状況や、CTBT、FMCT といった核兵器、核兵器開発にまつわる国際条約についてや、消極的安全保障を保証する新たな法的枠組みの必要性等について議論がなされました。次に NPT 未加盟国に関する核軍縮議論が行われ、本会議ではインド、そしてパキスタンが未加盟国として参加し議論が行われました。

「核不拡散」「核の平和利用」に関しては、まず核の平和利用体制への違反行為の疑いのある国について、各国が指摘し指摘された国がそれに対して返答するという形で議論が行われました。次に、不拡散体制を強化する取り組みとして包括的保障措置協定、そして追加議定書の署名、批准状況に関して未署名、未批准国と批准国との間での議論が行われました。また、「拡散に対する安全保障構想(PSI)」や「原子力供給グループ(NSG)」といった自発的措置の実施についての議論が、国連海洋法条約が確認されながら行われました。最後に、核物質の海上輸送に

ついて、問題行為を指摘する国と指摘された国との間で議論が行われました。

(2) 「保護する責任」議場

「保護する責任」議場の議論経過を報告する前に、本議場の大きな対立構図と議場設計を述べます。保護する責任をめぐっては「保護する責任での人道危機解決のための武力行使を許容するか否か」と「保護する責任で自国の政策裁量の余地を狭めることを許容するか否か」で計 4 つのグルーピングがあり、今議場で各国代表団には、保護する責任のうち「対応する責任」に重きを置いた論点案で議論をし、交渉にて主に議論を踏まえた「対応する責任」の内容と「予防する責任」に関する成果文書を作成していただきました。

議論経過全体を概観すれば、議論および交渉双方で、人道危機解決のための武力行使を一定程度許容し、かつ人道危機解決のためには自国の政策裁量を狭めることも一定程度必要であるとするカナダやフランスが主導となり、成果文書が作成されたと評価できます。

議論では、1 強制措置を含めた対応する責任に移行する過程で国家の状況と人々の状況の明記の有無、2 人道危機解決の決定機関、3 人道危機解決にあたっての安全保障理事会拒否権行使の抑制の是非、4 人道危機解決のための軍事介入をするにあたる諸原則の是非、5 人道危機解決のために誠実な行動を行う法的義務があるか否かの 5 つが議論され、人権保障規範が否定できないこと、安保理の第一義的責任、地域機構の関与の余地が主な議場の共通認識として生成されました。交渉では、対応する責任・予防する責任含めてシッティングによって文言が作成されました。なお論点 3 については、安全保障理事会改革における拒否権問題とのリンケージによる交渉可能性があったものの、安全保障理事会改革の議論経過(詳細は該当箇所を参照)を踏まえ、3 含めすべて保護する責任議場内で交渉を完結させる旨が合意され、史実の成果文書ではなかった「軍事介入の諸原則の必要性」が明記されるかたちで終了しました。

(3) 安保理改革議場

本議場では、「準常任理事国の設置」についての議論が行われました。

まず、大使に事前配布されていた「国連安保理改革に対するコフィ・アナン国連事務総長からの意見書」について、コフィ・アナン事務総長(フロントが担当)に対して確認したい事項のある大使が質問し、解消してから論点議論に移りました。論点としては「常任理事国と比較した準常任理事国の是非」を大論点として、代表性と実効性という観点で常任理事国と準常任理事国を比較して準常任理事国の設置についての是非を議論しました。

・中論点 A

「準常任理事国の設置は、常任議席拡大よりも安保理の代表性を向上させるか」

この論点では、加盟国の増加や国際情勢が変化しているが安保理の議席の拡大は国連発

足以降一度もなされていないことについて、現状で国連加盟国全体を安保理が代表出来ているか否かがまず焦点となり、そして準常任理事国の設置によってより安保理の代表性が拡大するか否かという点で議論が行われました。

・中論点 B

「準常任理事国の設置は、常任議席拡大よりも安保理の実効性を向上させるか」

この論点では、安保理の実効性、つまり拒否権に焦点を当てた議論が行われました。

準常任理事国は拒否権をもたないけれども、では拒否権を持たない準常任理事国を増やすことで実効性が向上するのか、それとも従来の議論通り、拒否権を将来的に保持する、現状の常任理事国と同じ権限を持った常任理事国を増やすことが安保理の実効性向上につながるのかといった視点で議論が行われました。

IV 会議結果・成果文書

・会議結果

会議はコンセンサスにて成果文書がコンセンサス採択されるという形で幕を閉じました。

・成果文書

成果文書は以下の通りです(議論成果箇所抜粋)。

・WMD、とりわけ核兵器について

81. 核兵器国による NPT 第 6 条義務の履行のために様々な努力及び取り組みが行われていることを認識し、また透明性および検証可能性に優れた当該条約に対するさらなる取り組みを行う必要性を核兵器国は認識する。
82. 我々は、NPT 第 6 条に基づき、条約の無期限延長を決定した 1995 年及び、続く 2000 年での条約運用再検討会議にて合意された事項に、核不拡散の最重要性を認識した上で、引き続き包括的に且つ誠実に取り組む。
83. 我々は、核分裂性物質削減条約及び宇宙における軍拡競争を防止するための効果的な措置の連関性を考慮し、これらの発効に向けた交渉を開始する。
84. 核兵器の開発を放棄している NPT 非核兵器保有国が、核兵器の脅威から解放される当然の権利を有することを再認識する。
85. 消極的及び積極的安全保証に関する全会一致で採択された国連安保理決議第 984 号及び核兵器国の宣言に認識し、核兵器の使用又は使用の威嚇に対して非核兵器国

への安全を保証するため更なる措置を検討するためにジュネーブ軍縮会議の枠組み内において消極的安全保証を取り扱う委員会を設立する。

86. NPT 締約国内の非核兵器保有国への法的拘束力をもった安全の保証が重要であることを確認する。

87. NPT 締約国内の非核兵器保有国に対して継続的な消極的安全保障へのコミットメントを求める。

88. 1995 年の NPT 延長・再検討会議において採択された中東に関する決議に関して、イスラエルが周辺諸国の脅威となっていることから履行に更なる余地があることを認識する。

89. 1995 年の NPT 延長・再検討会議によって採択された中東に関する決議に関して、NPT 加盟国が当該条約に定められた事項並びに中東に関する決議によって採択された内容に対する更なる取り組みを続け、進捗状況に関する報告書を NPT 再検討会議の場で提出する。

90. イラク・イランなどの中東の現状を鑑み、中東における核不拡散体制の強化を求める。

91. 我々は、核の全面廃絶を最終的な目標として不拡散を推進することが国際の平和と安全を強化するために不可欠であることを強調し、すべての国に対し、国際的な不拡散体制の強化を視野に入れた交渉を追求し、強化するよう訴える。

92. 国際社会における NPT 体制の普遍化が重要であり、それが NPT 体制を強化し、核のない世界という目標へのコミットメントになることを認識する。

93. 全世界の国々や人民が核のない世界を所望していることを認識し、あらゆる主体が完全な核不拡散、核の全面廃絶を行ったうえで達成できる、核のない世界を最終的な目標として取り組みを行うことに合意する。

94. すべての国に対し、包括的核実験禁止条約の発効までの間、核実験のモラトリアムを維持し、同条約への早期署名と批准を求める。

95. 国際原子力機関(IAEA)による原子力の平和利用の検証を強化し、包括的保障措置協定への普遍化の重要性を認識し、また、このような手段が国際原子力機関(IAEA)による原子力の平和利用の検証を可能にし、核拡散を防止することを認識する。
96. 拡散安全保障イニシアティブ(PSI)は国際法に則って行われるべきであることを確認する。
97. 全ての国に対し、多国間の枠組みにおいて、船舶などにおける大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散を防止、および運搬を阻止するための有効な手段をとることを奨励する。
98. 核不拡散が引き続き NPT の礎であることを強調し、NPT の 3 本の柱である核不拡散、核軍縮、平和利用のすべてに対する加盟国の完全なコミットメントの重要性を再確認する。
99. NSG ガイドライン強化などの自発的措置が不拡散体制を強化することを確認する。
100. 核物質防護条約の締約国に対し、2005 年 7 月 8 日に採択された修正条項の早期批准を求めるよう奨励するとともに、まだ批准していない国に対し、同条約に速やかに加盟し、修正条項を批准するよう奨励することを決定する。
101. また、核テロ防止条約に関していち早く発効に向けて行動すべきであることを確認する。
102. NPT 体制内での各国のコミットメントにおける信念は、テロリストによる大量破壊兵器獲得の可能性の増大という新たな国際社会の脅威によって揺らぐものではないことを表明する。
103. 核燃料および関連サービスの市場へのアクセスを含め、核兵器不拡散条約(NPT)の下で義務を果たしている国の、原子力の平和利用に対する完全な権利を尊重する。
104. 小島嶼開発途上国等の地域を経由する放射性物質の海上輸送に対する懸念を認識し、関与する国に対してそのような輸送に関して各国の懸念を解消するよう求める。

特に、輸送当事国と沿岸国の間の可能な範囲で最大限の情報共有、安全性確保の保証、非情報提供国に過失があると認められる場合以外の事例における補償の一層の強化を早急に行うことを求める。

・大量殺戮、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する犯罪から人々を保護する責任

159. 我々は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する罪、及びその他の自然災害・経済的要因に基づく大規模な秩序の崩壊からの住民の保護が、第一に各個別国家にあることに同意する。我々はまた、この責任が、扇動を含むそのような犯罪を予防することを伴うことに同意する。我々はその責任を受け入れ、それに従って行動することに同意する。国際社会は、適切な場合に、国家がその責任を果たすことを奨励し援助するべきであり、国際連合が早期警戒能力ならびにその予防のための枠組みを確立することを支援するべきである。を確立することを支援するべきである。国際社会は、国際連合を通じて、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から民間人を保護するために、憲章第6章及び第8章を含む外交的、人道的及びその他の平和的手段を用いる義務も負っている。国際社会は、人々を保護する国家の能力を構築することを助け、また、危機や紛争が勃発する緊張に晒されている国家が危機や紛争などを予防できるよう、危機や紛争の勃発の前に、必ず予防のための支援を尽くすようコミットするべきである。この文脈で、我々は、平和的手段が不十分であり、国家当局が住民を保護できていない場合には、安全保障理事会を通じて、国際連合憲章第7章の下で、関連する適切で効果的な地域機関と協力しつつ、時宜を得た、かつ、決定的な方法で、集団的行動をとる我々の共通の道義的責任を認識する。

160. 我々は、武力行使を伴う軍事介入が行われる場合、正確な意図であること、最後の手段であること、均衡のとれた手段であること、合理的見通しがあること、といったような普遍的な基準が考慮されることを期待し、並びに武力行使を伴う軍事介入の評価の際には参照され今後の発展に寄与する可能性があることを認識する。

・安保理改革

172. 我々は、この世界サミットにおいて最終的な安保理改革に向けて各国による懸命な議論が行われたことを確認する。

173. また、今日の国際社会の様態から可及的速やかな国連改革の実現の必要性を認識し、今後も国連改革の早期達成を目標とした積極的な議論の継続が不可欠であることを強調し、安保理改革の達成における期限目標の設定が重要であることを認識し、2005年末までに改革に関する進捗のレビューの提出を行い、今後も議論を続けることを強調する。

史実から大きく変更された点としては、核兵器について議論されたものが明記されたという点です。史実では議論されたもののコンセンサスにいたらず明記されなかった核兵器に関する文言が多く明記されました。

V 会議企画

本会議にて行った会議企画及びその概要は以下の通りです。

・勉強会

勉強会は、従来のフロントからの講義形式からは大きく変え、大学講義でも用いられるアクティブラーニングの方式で開催しました。議論するためにはすべてのデリが理解していなければならない議場の「常識」となるリサーチは全員で深め、その後の各国ベースでのリサーチにて各人のリサーチ方法、リサーチ努力、そしてロジックや戦略を深めてもらった方が学生という立場で模擬国連を行う学術的な意義が高まり、また会議全体として楽しく全員で深めていく中で全体のクオリティも高くなるのではないかという考察のもとこのような改変を敢行しましたが、参加した全員がしっかり事前リサーチもしてくれ、2度の勉強会日両日とも活発に意見交換が行われ、充実したものになったと思います。

また、会議当日以外の交流の場として、全国大会という全国から模擬国連を行う学生が集まる場を最大限利用して交流を行うという目的も達成できたかと思います。

・交流会

本会議では、交流会を開催しました。目的としては勉強会の説明でも書いたように全国大会という場を最大限活用して参加者の利益を最大化するという目的があったためです。ミニゲームをしたり、雑談をしたりして良く盛り上がったのではないかと思います。会議当日もこの交流会で作った仲の良い雰囲気が持ち込まれ、良い雰囲気のもと会議が始まったと思います。

・「模擬国連哲学(もぎてつ)メンター」の実施

本会議では、コンセプトにて示した目的の達成のため、会議の内容に関するメンターと並行して参加者各々がフロントに、自身が模擬国連を行う目的や最終的に模擬国連という活動を通して何を得たいのか、何を目指したいのかなどを自由にフロントに相談できる場を作りました。このメンターの存在が本会議参加者に常に明示されていることにより、このメンターを入れる、入れないにかかわらず参加者が常に模擬国連についてよく考える雰囲気、環境ができ、参加者自身で深く自身のことを考えていってほしいというフロントの目的は達成されたと思います。また、このメンターをしっかり行っていたことによってフロントが参加者に行ってほしいことを明示でき、また参加者も様々なことをフロントに気軽に相談

しやすいという環境を会議が始まる最初から最後まで維持ができたため、このメンターを行った効果は大きいものになったと思います。

・プレス

本会議ではプレスを作成しました。意図としてはしっかり議論成果は見られているということに参加者らに意識していただくということと、会議外への本会議内容の情報提供が主な目的だったかと思います。内容の方向性としては事実列挙にとどめ、プレスにフロントの意思が介在し「フロントが望ましいと思う会議の方向性」という、議論外の要素が反映されることを排除しました。また、特に本会議は議場設計が複雑であったため、プレスによって参加者は一日

どのような成果が全体としてあったのかをしっかりと再確認するものになっていたと思います。

・レビュー

レビューは、①各論ベースのレビュー②会議としてのまとめ③大使間質問(予定)と分けて行いました。①では、各議場において何が起き、結果としてどうなったかのおさらいを3つの議場それぞれ時間を取って行い、間でフロントが聞きたいことを大使に質問していくなどをしてレビューを行いました。②では、会議内容というより、結局フロントは本会議にて何を参加者に示したかったのか、本会議のコンセプトはどのようなものだったのか、なぜこのような会議設計になったのかなど、全体的な会議に関するフロントのレビューに参加者に聞いていただくという形で行いました。また、質問も募集し参加者が本会議の設計を今後の自身の模擬国連活動に生かせるように配慮しました。③では、①②で不十分である部分について、大使の間で質問やレビューをしあう時間を作る予定です。

VI 総括

結論から申し上げれば、これ以上ないほど素晴らしい会議だったと思います。なにより、参加者たちが意欲的に取り組み、自身における模擬国連という活動を根本から考え直し、この会議の楽しさを楽しんでくれたことが一番大きいと思っています。

そして、会議後のレビューでも悔し涙、うれし涙、やり切った笑顔、悔しさをにじませながらも次を見ている顔など、しっかりこの会議にとどまらず、この会議によって得たものを各々の参加者が今後生かしてってくれるであろうことを確信できる参加者の様々な顔を見ることができたことは、会議監督冥利に尽きるものであったと思っています。

主に3つの議題を取り扱う、規模も参加者への負荷も大きい会議でしたがしっかりと参加者に取り組んで頂き、教授の方々にも協力して頂いたおかげで学術的にも参加者に学びの

多い会議にできたと思っております。

総じて、「しっかり自身の模擬国連に対するモチベーション、目的を考える」という部分に重きを置いた会議として、その部分が徹底されたこと、そしてその結果として負荷の大きい会議でありながら参加者全員がその負荷すら楽しみ、そして参加者各々が自発的に、意欲的に考えていけるような雰囲気をつくり、デリ全員で一緒に作ることができたことは大変良かったと思います。

寄稿者募集のご案内

今後とも模擬国連の発展のため、日本模擬国連の機関あるいは事業で主催される模擬国連会議で会議監督を務める皆様には是非、会議記録の寄稿をお願いいたします。

また、日本模擬国連会員の皆様には是非、模擬国連研究所、自由寄稿、連載の寄稿をお願いいたします。寄稿資格者は以下の通りです。

1. 日本模擬国連会員
2. 日本模擬国連卒業生
3. その他、日本模擬国連代表の許可を得た者

寄稿を希望される方、その他のお問い合わせは編集を担当する日本模擬国連代表部研究担当のメールアドレスまでお願いします。

連絡先：research.dept.jmun@gmail.com

本誌について

本誌掲載の寄稿に示された見解は寄稿者個人のものであり、日本模擬国連代表部あるいは日本模擬国連の見解を代表するものではありません。本誌の内容の無断転載はお断りします。

実際に行なわれている模擬国連の活動にご関心がありましたら、ぜひ日本模擬国連の公式ウェブサイト (www.jmun.org) をご覧ください。

模擬国連研究雑誌『模擬国連の探求』

2023年度 第6号 全日本大会編

発行日：2024年4月18日

発行者：日本模擬国連代表部
